



Report

イギリス・スウェーデンの
子どもアドボカシー視察報告書

はじめに

～本報告書の概要～

この報告書は子どもアドボカシー学会と独立アドボカシー研究会が共催した「第1回子どもアドボカシー海外視察」(2022年8月27日～9月11日)での学びを共有することを目的とするものです。視察先は以下のようになっています。



本海外視察団長：堀 正嗣

視察先一覧

日付		国
8/30 (火)	■ Department for Education (イングランド教育省)	イギリス
8/31 (水)	■ The Children's Commissioner for England (イングランド子どもコミッショナー) ■ Just for Kids Law (ジャストフォーキッズロー)	イギリス
9/2 (金)	■ Coram Voice (コーラムボイス)	イギリス
9/5 (月)	■ Barnombudet i Uppsala län (ウプサラ子どもオンブズマン〔民間団体〕)	スウェーデン
9/6 (火)	■ Rättskyddspolisstyrelsen (セーブザチルドレンスウェーデン)	スウェーデン
9/7 (水)	■ Barnombudsmannen (スウェーデン子どもオンブズマン)	スウェーデン
9/8 (金)	■ Knas Hemma (社会的養護当事者団体)	スウェーデン
9/9 (金)	■ Barnrättsbyrå (子どもの権利事務所)	スウェーデン

上記は公式視察先であり、原則として参加者全員で訪問しました。イングランド教育省については、先方の希望により、代表者のみが訪問し他のメンバーはオンラインで参加しました。また上記の公式視察先以外に、個人またはグループで団体や個人を訪問していますが、それについては本報告書では詳しく書いていません。

全参加者で分担をして、「各団体の概要・感想」または「全体を通しての感想」を執筆しました。執筆者一覧は巻末に記載しているのでご参照ください。

・海外視察の経緯と目的

子どもアドボカシーセンターOSAKA・子どもアドボカシーNAGOYAのメンバーと研究者が呼びかけて、子どもアドボカシー研究会を設立したのは2020年8月でした。また研究者とOSAKA・NAGOYAのアドボケイトが協力して「独立アドボカシー研究会」(代表:堀正嗣)を組織し、障害児者アドボカシーと子どもアドボカシーセンターについての科研費研究を続けてきました。こうした活動の中で、「みんなでイギリスのアドボカシー団体を訪ねて、現地の人たちと交流し学びたい」と願うようになりました。



私と栄留里美さんはこれまでイギリスの市民団体やアドボケイト・研究者の方々の素晴らしい活動や研究に学ぶことができました。またイギリスの方々の人権を大切にする生き方やアドボカシーへのパッション、エンパシーややさしさに教えられ助けられてきました。日本でアドボカシーの研究や実践を一緒に進めている仲間たちにもそうした人々と出会ってほしい、と思ったからです。

こうした願いを吉岡洋子さん(関西大学)にお話ししたところ、「ぜひ行きましょう。スウェーデンも案内できますよ」と言っていました。この吉岡さんの言葉に励まされて、イギリス・スウェーデン視察の構想が一気に具体化していきました。

子どもアドボカシー研究会は2022年8月から子どもアドボカシー学会に移行することになり、熱意ある多くの方に会員に加わっていただきました。日本では「子どもアドボカシーとはどのような活動なのか」ということについての理解が十分ではないと私は感じています。先進的な国々でのアドボカシー文化とそれを実践している人々の生き方に触れた人が少ないことがその原因だと思います。そのため、これから日本のアドボカシーを築いていくキーパーソンである子どもアドボカシー研究会(現学会)の会員のみならずにも、参加を呼び掛けたいと考えました。新しく出会う様々な立場の方々と一緒に視察やディスカッションができれば、研究が深まり意義深い経験ができるのではないかと期待してのことでもありました。

募集要項には「会員のみならずとも、世界で最も先進的なイギリスの子どもアドボカシーとスウェーデンのNPOによるシステムアドボカシーを学び、日本での研究・活動・政策提言に生かしていきたいと願っています」と記載しました。

海外視察実行委員会の事務局長を吉岡さんが買って出てくださいました。また浜島恭子さん(DPI日本会議)も献身的に支えていただきました。栄留里美さん(大分大学)にも企画段階から参加していただきました。平井登威さん(関西大学3年生)には事務局の仕事をお願いすることになりました。こうして実行委員会ができ、参加者募集を始めることになりました。



コロナ禍とロシアのウクライナ侵攻の中での海外視察であり、費用も通常よりもかなり高額になるほか、様々な困難が予想されました。そうした中なので、「参加してくれる人がいるだろうか」「何人かでも参加していただけたらありがたい」と思っていました。ところが予想を遥かに越えて、総勢19名が申し込んでくださいました。巻末の資料にあるように、研究者・アドボケイトだけでなく、若者・障害当事者・こども家庭庁設立スタッフなど多様な立場の素晴らしい方々でした。

謝辞

実行委員会は嬉しい悲鳴でした。しかし一方では、19名(イギリス17名・スウェーデン15名)の視察を受けて入れていただける視察先探しと交渉、航空券とホテルの手配、PCR検査の必要性など現地の情報の把握と対処などいくつもの難題が待ち受けていました。最も大切かつ困難な視察先のアポ取りという仕事を担っていただいたのは吉岡さんでした。現地の情報や事前の質問の英訳などを浜島さんが引き受けてくださいました。航空券とホテルは海鷗トラベルの行澤公子さんと吉岡さんが何度もやり取りして、確保してくださいました。こうしたみなさんのご尽力がなければ、この旅行は実現していませんでした。

とりわけ吉岡洋子さんには、どれだけ感謝しても足りません。事前の綿密な準備をしていただいただけでなく現地での案内・通訳、参加者への心遣いなど、何人分もの仕事を一人で引き受けていただきました。吉岡さんの行き届いたお仕事のお陰で、安心して実り多い視察旅行ができました。本当にありがとうございました。

また困難な状況の中で航空券と素晴らしいホテルの確保をしていただいた行澤公子さんにお礼を申し上げます。さらに、翻訳や情報提供などを通して私たちの「守り神」として支えていただいた浜島恭子さん、Slackやメッセージで情報収集や連絡調整をしていただいた平井登威さんにも、お礼を申し上げます。

イギリスの視察先のアポについては、イギリスの子どもアドボカシー研究を主導してきたジェーン・ダリンプル(Jane Dalrymple)さんに全面的なご協力をいただきました。記して謝意を表します。お忙しい中私たちの視察を受け入れ、お茶やクッキーなどを準備して歓迎していただき、貴重な知見と経験をシェアしていただいたイギリスとスウェーデンの視察先の皆様にも心からお礼を申し上げます。また、イギリス現地では通訳の坂本教子さんにもお世話になりました。

「視察では、子どもアドボカシー学会の『すべての人が研究者であるという理念に立って、当事者・実践者・市民と職業的研究者が対等な立場で協力するという視点が重要』という一文を体験したと感じている」と井上美和子さん(りんごの木(児童発達支援))が報告書の中で書いておられます。年齢や立場に関わらずお互いをあだ名で呼びあう対等で温かい雰囲気、「アドボカシー縁」に結ばれた仲のいい家族のようなひと時を過ごさせてくださいました。また、みんなが自分の関心に基づいて視察や活動をしながらか、必要な役割を自ら分担し協力しました。楽しい歓談や興味深いディスカッションの機会も多くありました。これぞ「アドボカシー文化」という体験をしました。参加者のみなさんには、2週間ありがとうございました。子どもアドボカシー学会や子どもアドボカシーセンターの会員同士の関係がこのようになること、そしてこの視察・報告を機に日本にもアドボカシー文化が広がることを願っています。

2022年10月1日

子どもアドボカシー学会会長
第1回子どもアドボカシー海外視察団長
堀 正嗣

イギリス視察

<イギリス視察先>

1. Department for Education

—教育省
報告者：昇 慶一

2. The Children's Commissioner for England

—子どもコミッショナー
報告者：小澤 いぶき

3. Just for Kids Law

—子どもアドボカシー団体
報告者：奥村 仁美

4. Coram Voice

—子どもアドボカシー団体
報告者：渡辺 清美

<まとめ>

イギリス視察のまとめ

報告者：堀 正嗣

<コラム>

こどものみんなへ

「ちょこっと、イギリスへ行ってみた！」

報告者：吉池 毅志



Department for Education

報告者: 昇 慶一(常磐会学園大学)

<訪問先概要>

教育省は学校、大学など各種教育機関に関する事項、子どもと家庭への支援、社会的養護についても所管する政府機関である。調査に対応した同省の「the Children's Outcomes team」(リーダー: アンドリュー・バクスター氏)は、教育と福祉の事業に横断的に携わり、より良い成果を企図するチームである。今回の訪問ではイングランドにおけるアドボカシーについて説明を受けた。



イングランドの地方自治体は、社会的養護下の子ども(Looked after child)、ニーズのある子ども(Child in need)、ケアリーバー(Care leaver)が希望する場合、独立したアドボカシーサービスを提供する法的義務を負っている。そのサービスは「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」(2002年)を順守して提供される。国連子どもの権利条約第12条の子どもの意見表明権を基盤としている。

アドボケイトは、子どもの苦情申し立て、住居の問題、子どもの権利の理解、子どもに関するサービスを適切に受けるための支援など、子どもの生活に影響を与える多くの問題を支援する。子どもが会議に出席する際、会議の内容を理解できるよう支援し、子どもが意見を言えるようにする支援や代弁をする。アドボカシーサービスはCoram VoiceやNational Youth Advocacy Service(NYAS)などの外部団体に委託することが中心だが、自治体内部で実施しているところもある。有効なアドボカシー活動は制度の効果チェックや改善にもつながる。

近年、アドボカシー制度の課題も指摘されている。自治体の中にはアドボカシーを軽視しているところもあり、本来アドボカシーサービスを利用できる子どもがサービスの存在を知らなかったり、アクセス方法が分からなかったりという事態が起きている。自治体によって提供されるアドボカシーサービスの質、独立性、アクセスに大きな違いがある。相当数の子どもたちが自らの権利について知らなかったり、支援に関する決定に声を聴いてもらえていなかったりしている。全ての子どもたちが対象になっておらず、意思能力法で規定される知的障害児などが対象に入っていない場合がある。

アドボカシー制度を強化するため、教育省は「Always Heard」という国レベルのアドボカシーサービスをCoram Voiceに委託実施している。子どもたちへの権利啓発やアドボカシーサービスへのアクセス方法の提供、自治体のサービスを利用できない場合の「セーフティネット」としての活動も行っている。なお2020年には担当大臣が2002年策定の全国基準を見直すことを約束した。

2022年5月、社会的養護に関する独立レビューが公表された。アドボカシー制度に関して、①希望する子どもだけにアドボケイトをつけるオプトイン方式から、子どもがつけないことを希望する場合以外はアドボケイトをつけるオプトアウト方式に切り替える、②現行ではアドボカシーサービスを地方自治体が民間団体に委託しているが、独立性を高めるために子どもコミッショナーが委託する形にする、などの変更提言があった。

教育省として独立レビューに対してどのように対応するか検討中である。この独立レビューの動きがあったため全国基準の見直し作業も一時中断している。

質疑では、財源と独立性に関して、アドボカシーサービスを受託する民間団体の中に、受託契約をもらいたいがゆえに活動に影響が出ているのではないかという指摘が独立レビューであり、教育省もその課題を認識していた。政策決定に対する子どもの関与に関する質問には、教育省の担当者が子ども・若者から直接話を聴く場合や公的な会議にケアリーバーが委員になることもあつつつ、特定の声に偏らないように同じ子どもや代弁機関が委員にならないようにしているとの回答があつた。行政職へのケアリーバーのインターンシップ制度(The Civil Service Care Leavers Internship Scheme)というケアリーバーを対象にした国家公務員のインターンシップ制度を始めており、5年間で約200人がインターンに就き、国家公務員として正規採用になった人もいるという。※次ページ参照

<感想>

イギリスのアドボカシー政策は、より効果的な実施に向けた制度改善の節目を迎えている。子どもたちが自らのアドボカシーの権利を理解していない問題、アクセス方法を分かっていない問題、アドボカシーサービスの質と独立性の問題、あらゆる子どもたちが対象になっていない問題が指摘されていることは、日本においても大いに注意しておきたい。

政策の中で子どもの権利条約を明確に意識していたことが印象的だった。バクスター氏の「イギリスでは子どもの権利条約があるからこそ多大な努力を払って子どもコミッショナーを置いたのに、なぜ日本はそうではないのか？」という質問には答えに窮するとともに、日本において権利条約の浸透が十分でないことを再認識せざるを得なかった。

シビルサービスケアリーバーインターンシップについては、社会的養護の子ども・ケアリーバーに省庁レベルの仕事にアクセスできる「コネ」を作る仕組みであり、「子どもたちの親は我々教育省だと思っているから」とのコメントがあった。バクスター氏ら政策担当者たちの、子どもたちへの情熱と職責への誇りに感銘を受けた。



教育省の看板

ケアリーバーのための公務員インターンシップスキーム



Civil Service

Civil Service Care Leavers Internship Scheme

Civil Service Internship Scheme

12 month Fixed Term Appointments for care leavers in Government departments and agencies.

イングランドには「ケアリーバーのための公務員インターンシップスキーム」がある。ケアリーバーに中央政府部門/機関での12ヶ月の有給インターンシップの機会を与えるスキーム。12ヶ月後、そのまま就職する場合もある。

このインターンシップスキームは、参加者にスキルを開発し強化する機会を提供し、多くのケアリーバーにとって公務員で成功するキャリアの出発点となっている。
(ホームページより)

The Children's Commissioner for England

報告者:小澤いぶき(認定NPO法人PIECES代表理事/児童精神科医/こども家庭庁設立準備室政策アドバイザー)



コミッショナーを囲んで

<訪問先概要>

イギリスには、ウェールズ、北アイルランド、スコットランド、イングランドの4カ国それぞれに子どもコミッショナーという、政府や議会から独立した国としての子どもの権利擁護機関が設置されている。

今回は、イングランドの子どもコミッショナーを訪問し、複数チーム及びコミッショナー自身から話を伺った。

<設立背景及び設立時期>

イングランドの子どもコミッショナーは、2004年児童法に基づき創設された。設立の背景には、2000年に起きた児童虐待による死亡事件に対して行われた調査と勧告があるとされている。

今回、子どもコミッショナー訪問前日に話を伺った教育省では、イングランドの子どもコミッショナー設立には賛成的な意見だけではなかったため、とても努力を要したが、国連の子どもの権利条約の批准を考えたら設置は当然でもあるという話がなされていた。

<組織体制と役割>

上述のような背景から設置されたイングランドの子どもコミッショナーの役割は、2004年の設立後、2014年にChildren and Families Act(児童及び家庭法)に基づき、制度改正がなされ、その任務や権限、独立性が強化された。

2004年設置時の子どもコミッショナーの主な役割は「イングランドの子どもの意見と利益に対する認知を促進し、イングランドの子どもの権利を促進し保護すること」とされている。そのため、子どもコミッショナーの法的任務には、子どもや若者が自分たちに影響を与える事柄について何を考えているかを理解し、意思決定者が常に彼らの最善の利益を考慮するよう奨励することが含まれている。

2014年には、これに加えて、子どもコミッショナーに、特に脆弱な環境にあると考えられる社会的養護下にいる子ども及びケアリーバー、家を離れて暮らす子ども、ソーシャルケアサービスを受けている子どもの権利について特別な責任が法律で定められた。また、英国全体における移民の問題やイングランドとウェールズにおける青少年の司法の問題など権限委譲されていない、より広い子どもたちの代弁をしている。

現在、子どもコミッショナーのアドボカシーサービスHelp at Handでは、社会的養護下にいる子ども、ソーシャルケアの必要な子ども、25歳未満のケアリーバー、児童保護の計画表が策定されている子ども、入院中であつたり青少年司法下にある家を離れて暮らす子どもの権利に対しての責任が発生していると話していた。

このような権限を持つ子どもコミッショナーは、公募で募集され、6年以内の任期である。その選考プロセスには子ども若者も関与している。任命された子どもコミッショナーの任命に合わせてチームが組成される。

現在、子どもコミッショナーには、子どもコミッショナー、シニアリーダーシップ、リサーチ、ポリシー、アドボカシーサービス、In My Opinion、コーポレートサービスといったチームがある。

現在のコミッショナーは4代目で、特に、子どもの参画及び意見表明に力を入れており、更に、意見を表明したり伝える手段をあまり持たなかったり、参画手段が限られている子どもたちの権利に対して力を入れているとのことであった。

今回は、アドボカシーサービスであるHelp at Hand、シニアリーダー、リサーチチーム、コミッショナー自身からの話を伺った。



現コミッショナー
レイチェル氏

<活動内容>

Help at Handは、子どもコミッショナーが直に行っているアドボカシーサービスで、前述した子ども若者を対象としている。立ち上げにはソーシャルケアを受けた子ども若者が参画した。

子ども自身から直接電話やメール、サイトを通して連絡を受け、子どもの意見を聴き、子どもの権利が保護されるよう、特に子どものソーシャルケアに関わる計画や決定に関しての助言や支援を行う。内部告発への対応や、さまざまなソーシャルサービスを子ども自身が受け取られるような助言やサポートを行う中で、専門職等に子どもの意見を代弁していくこともある。この過程において、さまざまな機関にコンタクトをとっていくが、子どもの権利の剥奪が改善されないときには、子どもが暮らす地方自治体の上層部に報告し、改善を求めるといふ。相談は、子どもだけでなく、保護者や専門職からも寄せられるとのことであった。

リサーチのための子どもの声やデータは、Children's voiceと言われる子どもの元に出向いて声を聴く方法や、学校等の外部機関やインターネットを通じたアンケート調査、公的機関のさまざまなデータにアクセスするといった方法がとられているという。子どもコミッショナーは、法的に公的機関のデータ・情報にアクセスする権限が付与されている。Children's voiceは、フォーカスグループや個別でのインタビュー及びワークショップ等を通して子どもたちの声を聴くという。

これらの声やデータを元に調査やデータ分析を行い、結果を共有し、政策策定に活用できるように、わかりやすく可視化したり、プレゼンテーションを作成したりと、アウトプットが子どもの環境に還元されるためのさまざまな連携や工夫がなされている。

例えば、ポリシーチームやコミュニケーションチームと連携をしながら、子どもや家族に対して、調査の目的やそれが何に活用されていくか等を共有し、さまざまな背景を持つ子どもが調査目的、調査内容、調査結果を理解しやすい調査研究になるよう工夫している。また、子どもたちの元に出向いて声を聴くために、子どもの同意をとり、セーフガーディングに基づき安全に子どもが話をできる環境を検討し、さらに、どのように話をするか、声を聴くか、コミュニケーションを取るかのトレーニングが行われている。

毎週チームミーティングを行い、子どもの元に出向く前と後に、子どもの安全に関してのチェックリストも用いて確認や振り返りを行う。

また、The Big Askという約55万人の子どもたちに行った大規模調査の話もなされた。このリサーチはデータサイエンティストが関わり、8エリアのデータを調査した。詳細は子どもコミッショナーのHPに掲載されているので報告書では割愛する。

シニアリーダーからの話では、子どもコミッショナーの課題が話された。

イングランドに限らずイギリス全体の子どもコミッショナーの課題として、30人前後のリソースの限られた期間に多様性の幅の広い全ての子どもの権利の促進と保護を行う必要があることだという。リソースと子どもの数のバランスにより、介入の仕方も変わる。ローカルレベルでの権利擁護の質の偏りも課題としてあげられていた。

このような課題に対して、イングランドでは、限られたリソースのなかで、バランスも考えながらどの子の声を拡大する必要があるのか、政策的に何が必要かなどを考慮しながら、対象が検討されている。

また、多様性の幅広さに対する代表制の難しさを認識しており、参画する子どもたちが特定の子どものみに偏らないような工夫をしている。さらに、子どもたちのニーズは縦割りではなくオーバーラップしており、何が見過ごされていて、どのようなところにニーズが生まれやすいかといったことに目を向けながら多様な声をきくために80ほどの子ども若者のオーバーラッピンググループができています。

現在政策の再評価の時期であり、その政策に対しての提案レポートに子どもコミッショナーも意見を出している。

コミッショナーからは、一人の人がさまざまな機関や分野とのつながりの中で子どもの声を代弁していくという方法はユニークな側面であること、それによって、司法、警察、教育、社会福祉、保健等さまざまな分野との連携ややりとりがなされやすく、国会と近い関係で声を伝えられることが話された。また、イングランドにおいては国会や政府への働きかけにも重点を置き、アウトカムにも着目することもユニークな側面だと話された。

また、各機関と信頼関係を築くことで、お互いに意見が言いやすくなることや、コミッショナーは法的な権限を持つが故に、その力の使い方に注意をしていく必要があるということが話された。

日本の現状に対してのさまざまな機関との協働や連携を通じたコミッショナー設立に向けてのコミュニケーションについてもアドバイスを頂いた。

<感想>

社会状況や時代により、声が聴かれづらかったり、権利が剥奪されやすい環境がどのような環境であるかが変化していくが故に、子どもの権利の実質的補償や、制度的・文化的な保護・充足は、常にプロセスでもあったと感じた。

同時に、先行してコミッショナーの設置し子どもの権利の実践への取り組みを意欲的に行ってきたイングランドでも、コミッショナー設置や限られたリソースの中での実践が簡単なわけではない状況での実現の現状を目の当たりにし、日本も子ども基本法が策定されたことで、子どもの権利の促進の可能性を広げていきたいという思いをあらたにした。

子どもコミッショナーに限らず、教育省や、子どもの個別アドボカシーを行う民間団体それぞれが、子どもを尊厳ある一人の権利主体として尊重し、子どもたちのさまざまな経験への敬意を持ち、声を聴くときに自分たちの持つ権威を自覚し、いかに安全をつくるかに対するの努力と訓練を重ねていることに、イギリス社会における文化としての子どもの権利の保障を垣間見た。自分たちが全ての子どもたちの声を聴けているわけではないこと、剥奪されている権利がまだあることに自覚的で自己内省的でもありながら、自分たちのユニークネスやストレングス、成果も評価している客観性を持ちながらそれぞれの役割と責任を果たしている姿が印象的だった。

また、政策決定も含め子どもに関わることを決めていくさまざまな場面における子どもの参画が自明のこととして根付いているという印象を受けた。

政府や議会、子どもコミッショナー、個別アドボカシー等の現場が、連携や協働もしながら、子どもの最善の利益と権利を真ん中におき、それぞれの役割と責任を果たしながらお互いに意見を言い合える関係でもあることが、子どもの権利の保障の理想と現実をつなぐ一つの大事な側面でもあったと感じた。例えば、政府から委託された独立委員会が出した「The Independent Review of Children's Social Care」という報告書には、子どもコミッショナーからの意見も反映されており、そのレポートを参考にし、政策の再評価と改善について検討していると教育省の担当の方がおっしゃっていた。

子どもコミッショナーの後に訪問した民間の子どもの個別アドボカシー団体からは、レポートに対しての現場としてどのように感じるか、どのような意見や声があるかが率直に話されてもいた。

子どもコミッショナーは、法律でその権限が守られているが故に、独立性を担保した、子どもの権利に寄って立つことのできる存在として機能しており、だからこそ安全と信頼があるのではないかと感じる。一方で、そのような大切な機関のリソースがかなり限られていることや、教育省の中にオフィスが移転したことでその独立性の担保への影響(コミッショナー自身は連携がしやすくなったとおっしゃっていた)は今後も継続して伺っていきたい側面であった。

スウェーデンが、全ての子どもの権利の保障に向けた認知や理解、教育の促進に力を入れたユニバーサルアプローチであるとしたら、イギリスは全ての子どもに対して調査や理解・認知促進を行いながらも、調査を通して見えてきた特にニーズのある子どもたちの声を重点的に聴いているといったニーズベースのアプローチである。

日本においてはユニバーサルアプローチがなされていないこと、名前のついていないニーズや政策として取り上げられづらい潜在的なニーズに対してのアプローチの不足が課題だと感じている。そのためユニバーサルアプローチをベースにしながら、潜在的なニーズも含めたニーズに対してのアプローチをセットで進めていく必要があると感じた。



Just for Kids Law

報告者: 奥村仁美(子どもアドボカシーセンターOSAKA 代表理事)



<訪問先概要>

2022年8月31日、Just for Kids Lawを訪問。Just for Kids Lawは、公的支援を一切受けていない民間団体。

所属するルイスさんとクロンさんから、活動についてお聴きし、先進的な事例から学ぶ機会とする。

ルイスさん

団体のミッションは、主に2つ

- ①子どもの権利条約のモニタリング
- ②非営利団体とのコラボでアドボカシーを進めていく

ロビー活動などを通して、子どもの参画を求め、アドボカシーの理念のもとに、青少年の問題や、退学させられた子どもへの対応などに取り組んできた。調査においても、英国ではリーダー的な存在で、データを活用して子どもへの影響力をアセスメントし、行政の決定に働きかけている。政府に責任を持たせ、子どもの自立を推進している。対象の子どもは、10歳～25歳。

おふたりから活動の特徴として語られたのは、「子どもの最善の利益優先ではない」ということである。子どもにこうしたらいいとは言わず、子どもが制度や権利を理解することができて、自分で意見が言えるように手助けする。そして、法律で決められている限界を越えた幅広い活動をしているということ。独立性を維持し、ソーシャルワーカーとかとは違う子どもアドボカシーの専門性を持ったものが、市民の社会運動として取り組んでいるということだった。

クロンさん

<設立の経緯>

16年前に、2人の弁護士によって設立。幅広いニーズがあって、司法だけでは満たされていない現状があり、弁護士とアドボケイトがともに活動。司法のもとで決められた中で子どもの望む解決に至らなかったことを、アドボケイトが司法の外でホリスティックに取り組むようになる。

活動内容として、弁護士とユースアドボケイト、ユースワーカーがチームで取り組む。

とりあつかう例として、移民のこと、住宅のこと、教育のことなど、機会を好転させ、訓練や雇用につなげていく。戦略的訴訟に取り組むこともある。若者が先導して、何かを変えていくことを大切にしている。

アドボケイトの独立性は重要で、このアドボケイトは、法的な義務を満たすために地方自治体が起用するアドボケイトとは立場が違う。地方から金銭補助を受けないのは独立性維持のためである。ユースアドボケイトはアウトカムをめざして活動するが、アウトカムを得るためだけとは限らず、声を聴いてもらうプロセスからセルフアドボカシーを学ぶことが重要と考える。子どもが、権利や制度を知り、子どものペースで進めていく。



<感想>

語られた特徴から、アドボカシーの活動を通して、子どもとともに常に社会に働きかけ、法を問い直し、チャレンジを続けていることがうかがえる。チャレンジすべきところから給与をもらうのは確におかしなことだ。Just for Kids Law は、公的資金を受け取らずに、独立性を維持している。43人の職員が活動する資金は、寄付金、クラウドファンディングなどで確保している。この中に弁護士も含まれている。公的資金に頼らざるを得ない子どもアドボカシーセンター-OSAKAの現状を考えると、思いの強さだけではどうにもならないものがあり、社会の理解も必要だと感じる。「日本に子どもアドボカシーの文化をつくりたい」と、この訪問のはじめに堀さんが語られた。資金確保と独立性の担保を課題としながら、日々の実践を大切に、子どもとともに新しい事例をつくっていきたくないと刺激を大いに刺激を受けた。

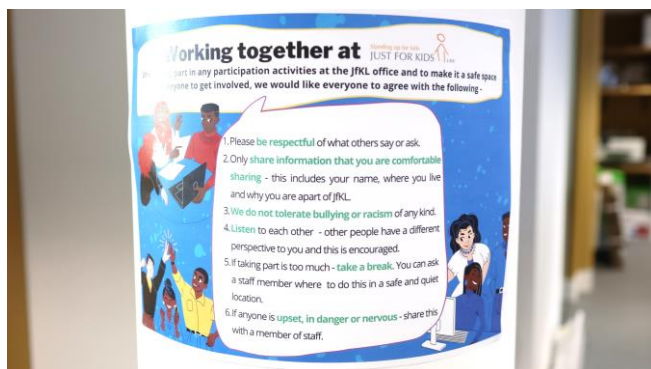
アドボカシーの取組みとしては、セルフアドボカシーを大切にされていることを知った。聴いてもらうこと、伝えることの必要がなくなれば、アドボケイトと子どもとの関係は終わる。アドボケイトは、子どもの前からいなくなってしまうのだから、子どもが自分で言えるということは重要だ。子どもが参加する会議も子ども主体で設定していき、同席する。それは、子どもの力を信じ、アドボケイトも力を感じながら進めていくエンパワメントのプロセスでもある。子どもとともに達成感を味わえるときもあれば、そうでないときもある。Just for Kids Lawでも、子どもとの関係が継続しないときや願いがかなわないときはあるという。音沙汰なくなってしまった子どもに対してアプローチしながら、子どもが決める相談の最後を見極めていったり、願いがかなわなかった子どもとはそのチャレンジをいっしょにふりかえり次になにができるかを考えたり、わたしたちアドボケイトが抱えているもやもやを次のかたちにかえていく意気込みのようなものを感じさせていただいた。そして、気持ちを切り替えることによって、アドボケイト自身も自分を大切に活動されているようだった。

子どもも権利や制度を理解しながら、いっしょに動くことから、願いがかなわなかった場合、子どもが望めば、権利の実現を求めて再び立ち上がり、制度を変えるところにいっしょに取り組むこともできるということを教えていただいた。どこまでもチャレンジしていく姿勢とプロセスを大切にすること構えで、子どもは安心して自分の意見をいうことができるのではないかと取り組みから学ばせていただいた。

今後、日本でアドボカシーを広めていくにあたって、法律を活用し、弁護士と連携をとるということが必要となってくると思われる。立場をどう活かすか、アドボケイトとしての専門性はなにか、この先進事例に学び、仲間とともに考えていきたい。



建物内の掲示物



Drop-In Agreement

- Leaving**
Before you leave, let a worker know. Travel is reimbursed and we can chat through the best and safest route home together.
- Respect**
There is no bullying, homophobia, hate, racism or any type of disrespect to others tolerated. Please treat others with kindness and respect.
- First Aid**
Be mindful of office supplies - wires, computers, hot water, chairs and tables - our first aid box is located upstairs in the cupboard beside the main meeting room.
- Covid-19**
Give people space - not everyone is comfortable sitting close or being in groups. Let others do what's best for them without judgement.

Coram Voice

報告者: 渡辺 清美(子どもの声からはじめよう/全国子どもアドボカシー協議会/サイボウズ)

<訪問先概要>

○種別(民間団体)

コーラムボイスは社会的養護の子どもやケアを離れた若者、ケアを必要とする子どもの声をケアの決定の中心で聴かれるようにし、次世代ケアシステムの改善につなぐ団体。職員数は100名、うち80名がフルタイム。

「子どもによりよいチャンスを」という理念のもと児童福祉で先駆的な活動をしてきたコーラム・グループの一つ。18世紀に船長をしていたトマス・コーラムによって創立された英国最古の「捨て子養育院」がルーツ。中核的な事業として法律に定められた子どもアドボカシーサービスの委託事業をしている。サービスの責任者アンドリューさんに話を伺った。



子どもアドボカシーは1970年代、児童福祉や社会的養護において子どもたちの声が聴かれていないことに問題を感じたソーシャルワーカーの小規模グループのキャンペーンからはじまった。義理の親からの身体的な虐待で死亡したトムという男の子の事件がきっかけである。子どもの声を聴くアドボカシーサービスとして認知され、一定の資金を得るまで時間がかかっている。

子どもの声が聴かれて意見を出せるようになったのは90年代の法律から。いまは社会的養護の子どもやケアを離れた子ども・若者の声は聴かないといけないことが法律で決まっている。

ホームレスの子どもやメンタルヘルスに問題をもつ子ども、司法的に閉鎖的な状態にいる子どももアドボカシーサービスを使える。法律に書かれている権利を現実のものにするのは課題。権利はあるけれど実際には使えていないといったことをみつけるチャレンジをしている。

国中の子どもたちのヘルプラインへのサービスへのアクセスを確保することについて委託を受けている。地方自治体が実際に適切なサービスをしていなければ警告し、子どもコミッショナーに知らせる。自治体のケアの責任者に対しギャップを埋めなさいと伝えることもある。

大規模調査「The Big Ask」をオンラインで行った。50%以上の回答率で55万人が回答。対象者には地方自治体経由で質問を送った。年齢が低い子どもは信頼する大人がそばについて回答した。13・14歳以上の子どもは自分で答えた。

国中で子ども・若者の声を集め地方レベルでのケアで実際にどんなことがおきているのかを知り、いい実践と悪い実践をみつけ変化を起こそうとしている。質問項目は参画を希望する10代の若者と年齢に応じたものをつくった。子どもの権利について共通のゴールを持つ研究者と協働した。

<質問項目の例>

- ・何があなたの人生で大事ですか？
 - ・信頼できる大人はいますか？
 - ・安全だと感じていますか？
 - ・寂しいと感じていますか？
 - ・友達はいますか？
 - ・いろんなサービスを受けてみてどう感じていますか？
 - ・モバイルデバイスはもっていますか？
(年齢が低い子にはない項目)
- スコットランドとウェールズでも同じ方法論でやろうとしている。日本とも比較できたらよい。

○テクノロジーの利用

ここ20から25年で18歳から25歳のケアを離れた若者の問題が顕在化した。18歳以上の若者もサポートが必要なときはソーシャルワーカーとやりとりする。メッセージやオンライン会議といったテクノロジーも使う。MOMOというアプリもその一つ。全部の自治体が同じソフトを使っているわけではない。どの程度オンラインにするかは人それぞれ。初回はリアルでそのあとはオンラインということもある。パンデミック前のここ5年から10年でテクノロジーの利用は進んでいたがロックダウンで加速した。なかには合わない子もいるのではないかと気になっている。

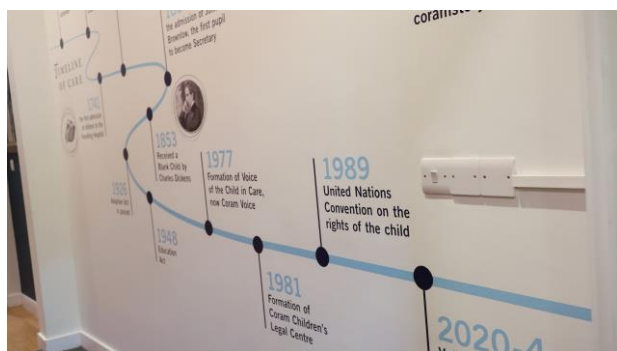
○共有範囲は子どもが決める

アドボケイトは子どもがアクセスできない情報にアクセスすることはしない。共有していい範囲は子どもが決める。

○どんな小さなことでもサインとして受け止める
子どもと信頼関係を築くことやラポールをつくるために遊びは大事。小さすぎる問題はない。どんな小さなことでもサインとして受け止める。

○権利を伝えるツール

発達の問題がある子どもや言語の違う移民の子どももいる。たくさんの子どもの理解できるようにWebサイトや動画、絵も利用する。



建物内は博物館のように歴史紹介が豊富



コーラム氏の像

○観察によるアドボカシー

自分の気持ちを言葉では表現できない乳幼児や重度の障害児は子どもの権利の観点からちゃんとケアを受けているかという目で観察する。例えばエクササイズの時間をもっているのか？ 外出の機会が保障されているか？ という観点で確認する。

○里親家庭への訪問

子どもから直接、希望があればいく。定期的にはいかない。里親家庭にいる子どもいつでも連絡がつきアドボケイトと会うことができるとわかっていることが大事。子どもが会いたい場所で会う。(ソーシャルワーカーは定期的に訪問している)

○個人の声を政策に生かした例

15,6歳で家が安全ではなくホームレスになる子がいた。法律家をつけ家を確保し個別ケースは解決したがホームレスになるメカニズムについて監視機関に気をつけるよう伝えた。

○障害者のアドボカシーと子どものアドボカシー

それぞれ専門性がある。コラボレーションすることもある。

<感想>

IT企業で虐待防止の取り組みをしつつ訪問アドボカシーの団体を運営している。民間からの社会変革、アドボケイトの心構え、テクノロジー利用について歴史を体感できる場で仲間と学べて感銘を受けた。本機関設立のルーツとなった「捨て子養育院」も子どもアドボカシーも有志の活動にはじまり国を動かした。小さな小石が波紋を広げるように広がり、改善は続いている。多様な関係者と協働し、子どもの権利やアドボカシーについて理解を広げ、使いやすいサービスを提供したい。

イギリス視察のまとめ

報告者：堀 正嗣（熊本学園大学／子どもアドボカシー学会会長）

<はじめに>

イギリスでは、首都ロンドンで視察を行った。イギリスはイングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドの4つの地域から構成されている。今回の視察はイングランドに関するものである。

①「イングランド教育省」、②「子どもコミッショナー」、③「JfKL(ジャストフォーキッズロー)」、④「コーラムボイス」という4つの視察先に触れながら、イギリスにおける子どもアドボカシーの特徴を整理・紹介する形でまとめたい。

<市民によるアドボカシー活動>

イギリスで最も長い伝統を持つ民間団体であるNSPCC(全国児童虐待防止協会)は1884年に設立された。実に130年以上前から活動している。NSPCCの設立当時の活動は親から虐待を受けている子どもを救うために裁判を起こしたり、シェルターで保護したりすると共に、児童虐待防止保護法(1889年)の制定のためのロビー活動を行うなど社会的なものであった。

イギリスには、NSPCC以外にも、チルドレンズソサエティやバーナードといった歴史のある全国規模の民間団体がある。また各地域独自の民間団体は無数にある。さらには社会的養護を必要とする子ども若者の運動や彼らへのアドボカシーの活動が1970年代から始まっている。今回視察したコーラムボイスはその代表的な団体であり、インケアの子どもの声が聴かれていないことに問題を感じたソーシャルワーカーたちが設立した。

こうした団体は主として企業や個人の寄付・助成金とボランティアによって活動しており、子どもや親を支援したり、研究活動を行ったり、ロビー活動やキャンペーンによって法律や制度の制定につなげている。市民団体は、制度化されるはるか以前から、子どもアドボカシーの活動を行っており、そうしたボランティアな活動が現在も継続しているのである。



<イングランド子どもコミッショナーと教育省>

イギリスは1991年に子どもの権利条約を批准した。それをきっかけとして、子どもの意見表明権を重視して、実際にそれをどう取り入れていくか議論が始まった。

イギリスは保守党と労働党の2大政党が政権交代を繰り返してきた。1997年に労働党が政権を取ると、教育や貧困問題に力を入れ、社会的養護を受けている子どものケアの質向上をもめざした。それに伴いアドボカシーサービスを民間団体に委託するか自ら直接提供する自治体が増えてきたのである。

1999年にウェールズの児童養護施設で長年にわたる激しい虐待がつづいてきたことが発覚した。2000年にはビクトリア・クリンピア事件という子どもの虐待死事件が起きた。8歳の子どもの大叔母とその同居人によって、長期にわたる虐待の上殺害された事件だった。こうした事件の検証結果から、家庭や施設での子ども虐待を防ぎ権利を守っていくには、外部の第三者によるアドボカシーが必要であるということが提言された。

まず取り組まれたのは、イギリスの4つの地域に子どもコミッショナーを設置するということだった。私たちが訪問したイングランド子どもコミッショナーはロンドンの教育省に事務所があり、そこに子どもコミッショナーと約30人のスタッフが働いている。Help at Hand という活動により、社会的養護下の子どもの声を聴き代弁するアドボカシー活動を行っている。また、子ども政策についての調査、子どもについて重大事件が起きた時の調査、マスコミで子どもの立場から意見を述べるなど、子どもの権利を社会の中に根付かせていく活動を強力に展開しているのである。

イギリスでは、子どもの権利や福祉・教育の政策は政権交代によって大きく変わる。子ども関係の省庁再編も頻繁に行われており、現在は教育省が児童福祉も含めて所管している。2010年5月、労働党は保守党と自由民主党の連立政権に政権を奪われ、子ども学校家庭省は「教育省」(Department for Education)へと改組された。この連立政権は財政健全化を目的にあらゆる財政の見直しを行ない、とりわけ教育省の予算は大きく削減された。そのため子どもコミッショナーや子どもアドボカシーサービスにも影響が及んでいる。

その後も保守党が政権を担当しており、子どもアドボカシーを必ずしも重視していないように思われる。一方市民団体は活発な運動を展開し、子どもコミッショナーや独立レビューの勧告も出されている。こうした状況の中で、子どもアドボカシーについての教育省の姿勢は明確なものではないように、私には感じられた。

<子どもアドボカシーサービスと民間団体の活動>

国全体を見渡す役割の強力な権限を持った子どもコミッショナーをつくることに加えて、2002年には地方自治体に社会的養護の子どもたちへのアドボカシーサービスの提供を義務づけた。と同時に「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」を発表した。これは、一人ひとりの子どもに寄り添い、声を聞き、その声を支援する独立専門アドボカシーを制度化したものである。

その結果、コラムボイスやNYAS(全国青年アドボカシーサービス)のような子どもアドボカシーに取り組んできた団体が、各地の自治体から独立子どもアドボカシーサービスの委託を受けるようになった。また各地の民間団体が、子どもアドボカシーに取り組むようになった。一方、チルドレンズソサエティやバーナードのような施設を運営する福祉団体が受託している地域もある。また一部自治体では、行政が直接アドボカシーを提供している。

イギリスは分権が進んでおり、子どもアドボカシーサービスについても自治体により格差が大きい。どこに住むかによって受けられるサービスの質が違ってくるのである。また、民間団体のスタンスや活動にも温度差がある。子どもの側に立って闘う純粋なアドボカシーを実践する団体もあれば、保守的な団体もある。言葉を話さない障害児などにもアドボカシーを提供している自治体・団体もあれば、行っていないところもある。

今回訪問したコラムボイス・JfKLは純粋なアドボカシーを追及している代表的な団体である。イギリスではこうした団体は、子どもアドボカシーだけでなく、独立訪問員や電話相談、調査研究、政策提言など様々な活動を行っている。JfKLは2006年に設立され、独立性を維持するために行政からの委託を受けないという明確な方針で活動している。そして弁護士とアドボケイトが協力して、パワフルな個別・システムアドボカシーを展開している。こうした純粋な団体がイギリスの子どもアドボカシーの発展を牽引してきたのである。



大規模調査「The Big Ask」



今回の視察で各箇所から言及のあった大規模調査がこれである。イングランドの4~17歳の子どもたち55万人が回答。報告「The Big Answer」はコミッショナーのホームページから見る事ができる。

2019年6月に子どもコミッショナーによる「イングランドにおける子どもアドボカシー」と題する報告書が出された。そこには全国基準を含めてアドボカシーのガイダンスをアップデートすること、アドボカシーの独立性と専門性を担保すること、すべての子どもにアドボカシーが届くようにすること、専門書がアドボカシーについて認識することなどが勧告された。2022年5月には、社会的養護に関する独立レビューが公表された。アドボカシー制度に関して、①希望する子どもだけにアドボケイトをつけるオプトイン方式から、子どもがつけないことを希望する場合以外はアドボケイトをつけるオプトアウト方式に切り替える、②現行ではアドボカシーサービスを地方自治体が民間団体に委託しているが、独立性を高めるために子どもコミッショナーが委託する形にする、などの提言があった。

こうした提言を受けて現在検討が進められている。子どもコミッショナーがアドボカシーサービスを委託することについては、「独立性が担保されるのは良いが、子どもの権利を監視するコミッショナーが自ら委託もとになるのはおかしい」との批判が民間団体からあった。先進地のイギリスも様々な課題をかかえており、市民の運動によって予算削減や政策変更の中でもアドボカシーが守られ、また発展していくことを痛感した。日本において純粋な子どもアドボカシーを発展させるために、子どもアドボカシーセンターと子どもアドボカシー学会の重要性を強く感じた視察であった。

こどものみんなへ「ちょこっと、イギリスへ行ってみた！」

報告者：吉池 毅志（大阪人間科学大学）

Q. イギリスで大人たちが見てきたことを、こどもたちに、どんなふうに伝えればよいだろう？

<ちょこっと、イギリスへ行ってみた！>

イギリスにはこどもの味方になってくれる人たち「アドボケイト」が、何種類もいるんだ。無敵のアドボケイトが一人で戦っているんじゃなくて、強みが違う、キャラの違うアドボケイトがいろいろいて、力を合わせている。ポケモンカードに火や水のタイプがあるみたいに、相手や場面に対して強みと弱みがあるんだ。「こどもが真ん中にあるジクソーパーズル」みたいなもので、凸凹があるから、はまり合うんだ。

今年、日本でもアドボケイトを増やしていくことが法律で決まったんだ。でも、大人たちも「アドボケイトって何だろう？」って話し合いながら、それぞれ違うヒーローを考えている。だから、いろんな立場の人たちで、いろんなアドボケイトのいるイギリスに行って話を聴いてきたんだ。

<イギリスという国 →今日も進歩しつづけている>

イギリスも日本と同じように、こどもの声が聴かれず、こどもが苦しんだり命を落としたりする問題や事件が多くて、その度にどんどん法律が変わっていったんだ。同じ悲しみをくり返しちゃいけないからね。こどもと共に良くしたいと願う人たちの力が、国の法律を変えていったんだ。ちゃんとした法律があれば、ちゃんとやっていない大人をチェックできる。最近ではこども担当の大臣が、こどもの味方がちゃんとしていることを、こどもにもっとわかしてもらえるようにすると宣言したんだ。イギリスでも、まだまだ発展の途中なんだって！



<こどもコミッショナー →国にちゃんと、もの言える人>

それでも、日本にはいない人がイギリスにはいた。こどもコミッショナーだ。いろんな大臣と対等にガチで話し、国にちゃんと伝えてくれる人だ。国から選ばれた人だからね。ハリーポッターの魔法省のような、かっこいい建物で働いていたんだ。こどもコミッショナーには部下がいて、こどもの困り事をコミッショナーに伝えていくスペシャルチームだった。1人のこどもの困り事をみんなの困り事として、ちゃんと国に伝えに行くことができる力と熱意をもっている人だった。こんなレベチ(レベルが違う)な人は日本にはまだいないから、日本でもみんなで誕生させないかね！

〈ジャスト・フォー・キッズ・ロー

→こどものためにたたかう弁護士たち〉

弁護士やユース・アドボケイトたちのチームが、ジャスト・フォー・キッズ・ローだ。弁護士たちが出会うこともたちはみんな困っている。だから、弁護士たちでこどものために戦っていると話してくれた。こどもたちにはパワーがあることや、いろんな味方がいることをちゃんと教えてくれるんだ。

このチームは、国からお金をもらっていない。だから、国と考えが違ったときでも、ちゃんとこどもの声を伝えられるんだ(国からお金をもらうようになって、だんだんちゃんと国に言わなくなったチームもあったんだって!)。こどもコミッショナーがちゃんと仕事をしているかもチェックできる強さがあるんだ。法律でしばられてないから、どんなチャレンジも自由。こんなチームには、寄付を集めて支えなきゃね!



〈コーラム・ボイス

→めっちゃ声を聴いてあつめて、変えていく〉

コーラム・ボイスは、ケアを受けているたくさんのこどもの声をたくさん聴いて、よくないことを見つけて変えようとして続けているチームだ。いまから約290年も前に、コーラムさんという人が路上で困っているこどもたちのために始められた活動があって、コーラム・ボイスはそんな歴史のなかで誕生した。50年くらい前、トムという男の子と一緒に暮らす大人からの暴力で亡くなったことをきっかけに、「こどもたちの声をちゃんと聴けていなかったんだ」と反省した大人たちが始めたんだ。

コーラム・ボイスは、病院や施設やいろんな大人とくらしているたくさんのこどもの声を聴いて、こどもコミッショナーに伝えたり、たくさんの人に伝えている。たとえば、「食事のメニューを変えてほしい」という声を聴いたら、ちゃんとおかずが良くなるようにする。「小さすぎる問題はない」って言うってくれる大人、かっこいいね!



コーラム氏

日本に帰ってきて、これからだと思う。「アドボケイト」を一つの象徴・像・資格に封じ込めてはいけない。おじさん・マッチョな日本文化は、声の大きな「長」が、本来豊かなものを一つの枠に縛り決めつけ、統一してしまいがちである。望まれるアドボケイトの種は、こどもたちの怒りや悲しみの中に何種もある。こどもたちと遊びながら、ポケモンカードのような「アドボカード」を創ろう。おもちゃやペンすら失ってしまったこどもに、キラキラしたアドボカードを渡そう。いまの自分に必要なカードを選び、大人に向かってかざしてもらおう。カードがきられたら、必ずこどもの前に登場するルールをつくろう。こどもたちが、諦めてしまわないように。

スウェーデン視察

1. Barnombudet i Uppsala län

ーウプサラ子どもオンブッド
報告者：猪飼 由美子／藤井 浩子

2. Rädta Barnen

ーセーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン
報告者：山内 澄子

3. Barnombudsmannen

ー子どもオンブズマン
報告者：西崎 萌

4. Knas Hemma

ー社会的養護当事者団体
報告者：菊池 まりか

5. Barnrättsbyrån

ー子どもの権利事務所
報告者：栄留 里美

<まとめ>

スウェーデン視察まとめ

報告者：吉岡 洋子



ウプサラ子どもオンブツド

報告者：猪飼 由美子(岡崎市民生委員会)・藤井 浩子 (子どもアドボカシーセンターOSAKA)

<訪問先概要>

名称：Barnombudet i Uppsala län
(ウプサラ子どもオンブツド)

地域：ストックホルム市の北側に位置するウプサラ市。人口24万人弱、スウェーデン第4の都市。北欧最古のウプサラ大学、大聖堂がある。

形態：1988年設立。国の子どもオンブズマン設置前から初のローカルな子どもオンブズマンとして活動開始。独立したNGOではあるが、資金の多くは、コミュニオン(市町村に相当する基礎自治体)とレギオン(広域自治体)から提供ということで、スウェーデンでのNGOと公的セクターとのパートナーシップの一つの新しい形もみられる。

目的：

ウプサラ県・市の子どもの権利が完全に実施されるための活動である。

1 サポートとアドバイス

子ども、若者、子どもの近くの大人にサポートとヘルプを提供する。常に子どもたちの最善の利益の為に様々なツールを使い子どもの声に耳を傾ける。

2 情報提供

1歳からの子ども、若者、子どもの近くの大人に子どもの権利について教育し、誰もが理解できる様々なタイプの資料を提供している。オンラインショップでも購入できる。

3 影響を与える

子ども、若者にとって重要な問題を提起していく。子どもの権利を完全に実現するために活動していく。

4 子ども、若者の声を聴く

幼稚園、学校などに出向き、子どもの声を聴き、意思決定者との会議に使う。Word och Ord: 2006年以来若者によって発行されている雑誌の刊行。

5 子どもオンブツドが望むこと

- ・子ども、若者は、自分の権利について知識を持たなければならない。
- ・大人は、子どもの立場で子どもの力とサポートを与える勇気を持ち、子どもの能力を見る必要がある。
- ・子どもたちの最高の状態を維持する為の変革活動を推進する。



子どもの権利条約について学ぶカード



権利条約について書かれている



子どもの権利のメガネをかけるという説明の図

<感想(スウェーデン全体感想含む)>

ウプサラでは子どもの権利条約(1989.11.20)よりも早く子どもオンブズマンの拠点として活動している。ウプサラ地域の子どもの権利が完全に実現されるように取り組んでいる。自治体から資金提供を受けているが、活動内容については独立性が担保されている。

なぜ、こんなに早くから、このような意識を持った活動ができるようになったのか。ここは、スウェーデンで最初の訪問機関だったので、中々全体像がつかめずにいた。しかし、その後、各地の施設訪問先や、現地在住日本人で子どものそばで活動する人たちの話を聞くうちに、ここまで来るのに100年くらいの時間がかかってきたことがわかった。スウェーデンでは、子どもの権利について、1歳から遊びを通して学ぶ。その繰り返しで、現在1歳から30年前に子育てをしていた60歳位の大人は、子どもの権利について知っていることになる。子どもが真ん中、子どもの声を政策につなげる。難しい課題を難しいと言って横に置かない気質は、寒く厳しい気候、硬い岩盤の上に街を作り上げてきた風土から作り上げてきたものだろうか。石の上にも100年。でも、今から日本では100年も待てない。外からの文化や仕組みを取り入れて、巧みに自国の中に取り入れることが得意なのが日本の特性。100年を一気に縮める知恵を本気で出し合いたいと思う時間であった。

猪飼由美子

学び考えたことを4点から記す。

①子どものための電話相談から始まり、委託を受けて、子どもの抱える問題の解決をはかるようになったこと。子どもの声を常に聴いて、活動に反映していくのは素晴らしいと思った。家族のためのプログラムにも子どもの視点から変化を起していること。

②子どもたちに、幼児から子どもの権利を伝えることをまず目的とされていること、それを活用する場も持っていることが素晴らしいと思う。スウェーデンでは、子どもの80%がすでに子どもの権利を知っているというのが一番の驚きであった。今の子育て世代の親たちが子どものころから子どもの権利を学んでいたのであればその子育てに反映される。やはり、2世代、3世代と時を経て子どもの権利がこの国に深く浸透してきたのだろうと思われる。

③委託を受けているので、経済的にも、実効的にも力があること。この時、独立性は危ういのではないかと推測するが、しっかり独立していると言われていた。

④しかしアドボケイトとしては、「子どもの声を聴く」ということが、この国では、子ども救済のプロセスの一部で、必要不可欠で重要な手段ではあるが、特にアドボケイトという専門職があるわけではない。当たり前にも子どもの声が聴かれ、尊重され、子どもの願いに向けて開かれているように思われる。日本との違いは大きい。日本は、CRCをおとなが知らないの、権利を保障できず、子どもも自分の持つ大切な権利を知らないままおとなになる。スウェーデンでは子どもたちがどこから権利をいちばん学んだかというのは、やはり『学校で先生から』であるということを知った。ぜひ日本も、学校の中がそのように子どもの権利を伝え、保障していく場になってほしいと思う。

藤井浩子

ユースたちと団体で作成している冊子



Rädda Barnen (Save the Children Sweden)

報告者: 山内 澄子(公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 国内政策提言チーム)

<訪問先概要>

- 組織形態: 国際NGO
- 訪問部門: 国内事業部門 (本報告には、後日個別に訪問した同団体「ローカルブランチ ストックホルムエリア」支部長からのヒアリング内容も一部含む)



1919年に英国で設立され、現在約120ヶ国で子どもたちの生きる・育つ・守られる・参加する権利を実現するための活動を行っている、子ども支援の国際NGOのスウェーデン組織。大きく分けて、①保健・栄養、②教育、③緊急・人道支援、及び④スウェーデン国内の子どもへの支援を行っている。

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン(以下SCS)は、同国内では子ども支援の分野でUNICEFに匹敵する程の社会的知名度がある団体であり、資金源も豊富で300名近いスタッフが在籍しており、組織全体としての事業内容也多岐にわたる。今回の訪問では、その内「国内事業部門」を訪問。SCS組織概要や、同部門の事業内容等について説明をして頂いた。

まず始めにSCSの全体ミッションは、「社会啓発、アドボカシー、直接支援を通して子どもの視点に立った、長期的で持続可能な変化を社会で創造していくこと」である。そのミッションの下、スウェーデン全土に11のリージョナルオフィス、147のローカルブランチ、そして約58,000名の「メンバー」を有した活動を行っている。メンバーとは個人会員、または家族会員として年間200~300SKE(1SKE = 14円換算 → 2,800円~4,200円程度)の会費を払ってSCSの活動を支援している人たちのことを指し、各人の居住地によって最寄りのローカルブランチへと所属が振り分けられている。現在登録をしている58,000名のメンバー全員が直接支援現場で活動に携わっているのではないものの、SCSがこれ程多数の支援者でもあり有権者でもあるメンバーを国内に有していることは、特に政治家へのアドボカシーの場面で効果的に機能することが多い。

次に国内事業部門の活動に目を移すと、同部門は更に細かく「社会啓発」、「サポート&トリートメントセンター」及び東西南北の国土4地域の6チームに分かれて活動を行っており、支援のターゲットとしているのは、国内で最も脆弱性が高いとされている、移民・難民の子ども、社会経済的に脆弱性の高い子ども、そして暴力に晒されている子どもである。

移民・難民の子ども支援の背景として、スウェーデンは一例として2015年にシリア、イラク、アフガニスタンの難民約16万人を受け入れる等、北欧五か国の中でも特に移民・難民に寛容な政策を取ってきた。しかしその結果、財政負担が膨らみギャングに絡んだ銃犯罪が全土で増加するなど、治安が悪化。外国にルーツがある子どもたちへの差別や社会、教育・経済的な孤立や疎外、保護者の出自による経済格差等が社会問題となっている。

このような状況を受けてSCSでは、特に単身でスウェーデンに移ってきた移民・難民の子どもや若者を対象とした社会ネットワークの確立と生活基盤を築くための支援や、長期的な目線でスウェーデン社会に適應していくための支援活動等、約50の活動を行っている。



また、移民・難民の子どもが抱える課題は、子どもの貧困とも相互的に係わっていることから、移民・難民の子どもたちや彼らの属するコミュニティに対する差別を無くし、子どもと若者のエンパワメントを行い、教育や社会ネットワークを通して将来的に自立した成人を社会で育てるために、居場所づくりと意見表明の目的を兼ね合わせた活動や、保護者のエンパワメントや適切な社会サービスへの理解促進、更に地域内のステークホルダーが一堂に会し、子ども達に影響を及ぼす特定の課題の解決に向けて協働を行う、分野横断的な活動を行っている。また、この他にも子どもの貧困分野では、貧困世帯の子どもや若者のためのスポーツや仲間づくり、自然体験を通じた余暇の充実を目的とした活動など、約45の活動を行っている。

また、暴力に晒されている子ども達を対象とした活動では、暴力に関する大人を対象とした啓蒙活動、子どもに対する教育活動、暴力を受けた子どもへの安全な居場所の確保、また、同じく暴力に晒された子どものための、専門家による心理的サポートや治療を目的とした活動等、約20の活動を行っている。

最後に、同部門では、上述の直接支援活動を通して得られる子どもや若者の生の声の他にも、Young Voiceといった12歳～18歳の子ども・若者を対象に学校や家庭、コミュニティでの普段の生活について子どもや若者の意見を聴く目的で行われる大規模なアンケートの結果などを用いて、子ども達を取り囲む社会環境を根本から改善し、全ての子ども達の権利が守られた社会を実現するために、政策アドバイザーや法の専門家の意見やアドバイスも取り入れながら、政治家を対象としたトレーニングや意見交換会、また、特定の政策や法律に対する国や基礎自治体に対する政策提言を、ローカルブランチのメンバーとも連携をしながら積極的且つ精力的に行っている。

<感想>

まず一番に驚いたことは、他民族に対する多様性をお互いに尊重し、子どもの権利を尊重する意識も社会の隅々まで行き渡っているものと想像していたスウェーデンに於いても、子どもに対する暴力が蔓延しており、移民・難民問題とも相俟って子どもの貧困や特定のコミュニティに属する子どもに対する差別など、子どもが直面する様々な社会課題が存在するという事実であった。また、本訪問を行った時期は折しも左派と右派とが拮抗するスウェーデン選挙直前であり、正に子ども政策を含め移民・難民問題に関する国内の議論がヒートアップしている頃であったが、SCSにおける「スウェーデン国内の全ての子どものために」という一貫したミッションの下行われている直接支援事業の数の豊富さや内容のバラエティー、また、それら活動に携わるSCSスタッフの社会正義の実現を目指す姿勢に、大きな感銘を受けた。



子どもオンブズマン(Barnombudsmannen)

報告者:西崎 萌(公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部)

<訪問先概要>

2018年からオンブズマンを務めているエリサバス・ダリーン氏に話を聞いた。

スウェーデンの公的なオンブズマンは、1993年に子どもの権利条約の批准に対応するための国内法として制定されたThe Children's Ombudsman's Actを根拠法として設置され、2002年の改正で強化された。スウェーデンのオンブズマンという、一般的には、国会において承認され、市民の個別の苦情解決などに大きな権限を持つ「国会オンブズマン」を指すが、その他に、政府(the Ministry for Health and Social Affairs)が所管する複数の分野別の行政オンブズマンの1つとして、子どもの問題を扱う「子どもオンブズマン」が存在している。



オンブズマン:エリザバス氏

パリ原則では、子どもを対象とした国内人権機関には4つの機能を有する必要があるとされている。すなわち、①子どもの権利や利益が守られているかどうかを行政から独立した立場で監視する監視機能、②子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善提案や勧告を行う制度改善機能、③個別の子どもからの苦情申し立てに対応し、必要な救済を提供する救済機能、④子どもの権利に関する教育や意識啓発を行う教育・啓発機能である。

スウェーデンのオンブズマンでは、③個別救済についてはまだ実施しておらず、政府に対して個々の子どもが権利侵害をされたときに、申し立てをできるように制度を変えようとちょうど議論が始まったところだそう。②については、The Children's Ombudsman's Actで、子ども・若者の状況について政府に対して年1回の報告書提出が定められ、今年の報告書では、子ども参加(各学校で構造的な参加ができるようにすること)、参加した子どもへの適切なフィードバック、住居の権利(rights to home)の3つを主に扱ったそう。さらに、スウェーデンは来年1月に国連子どもの権利委員会での定期審査を控えており、オルタナティブレポートの提出も行ったとのこと。④教育・啓発活動については、ダリーン氏からも「子どもの権利を子どもに伝えることも重要な役割のひとつ」との言葉があったが、本やウェブサイトなどさまざまな手法で子どもの権利を伝えようと工夫している。オンブズマンの調査では、「子どもの権利に関する情報をどのように得たいですか?」、「誰からの情報を信頼していますか?」と子どもたちに尋ねたところ、友達でもなく、親でもインターネットでもなく、「先生」という回答が最も多かったとのこと。

また、携帯電話やタブレットでアクセスしたいという意見も多かったそう。その結果、オンブズマンでは、学校のカリキュラムに沿って、教員が好きな教材を好きな時にまるで棚から取るように、ウェブサイト上で多様な子どものニーズに対応しながら子どもの権利の啓発教材を展開しているそう。

このように、オンブズマンが活躍し、あらゆる子どもの権利保障に向けて取り組んでいるスウェーデンであるが、転機は1979年の体罰禁止の法制化だったそう。体罰禁止を法律で定めた目的は、体罰をした親を罰することではなく、社会全体の規範を変えることで、さまざまな方法で多様なステークホルダーと連携し、「子どもは一人の人間である」という子どもを尊重する見方を啓発し、社会の共通認識として塗り替えていった。子どもに権利を教えるとともに、体罰を受けている子どもがいらないかを発見する上でも、学校(特に就学前学校)が重要な役割を果たしたそう。予防(protection)、教育(education)、発見(detection)の3つが体罰禁止の要となる。体罰禁止は子どもの権利尊重を推進するうえでの重要な下支えになり、これがあったからこそ、2020年の子どもの権利条約の国内法化につながった。



<感想>

今回の視察を通じて、スウェーデンはもともと子どもの権利意識が高かったわけではなく、長い議論や闘いを経て勝ち得た成果として今の社会があるということ深く理解した。

例えば、スウェーデンが1979年に体罰を法律で禁止した当時、大人が子どもをたたくのは一般的で、世界中から笑いものになったとダリーン氏は語った。周辺諸国からも「子どもをたたかないで、どうやって育てることができるの?」、「子どもがわがままになる」と言われたそうだ。しかし、今では日本を含めて世界中で体罰が禁止されている。先陣を切ったスウェーデンが、大規模な啓発活動と幾重にも重なった重層的な子育て支援によって成果を上げたから、世界中がその動きに追随したのであろう。

2020年の子どもの権利条約の国内法化についても体罰禁止と同様に、国内法化をするまでに、多くの反対があり、長い長い議論があったという。その中で、子どもオンブズマンは、子どもの権利条約を国内で実施するにあたって不足しているとされる部分を指摘したそうだ。実際の採決の結果を見せてもらったが、賛成・反対がほぼ拮抗しており驚いた。

子どもオンブズマンが果たす役割として、制度改善のための働きかけや調査、啓発活動といった内容が多くを占めるということが分かった。第三者としての立場から何かを勧告するというよりも、むしろ、子どもたちを取り巻く環境を常に調査し、大人に対しても子どもに対しても啓発をし続けるというオンブズマン自身のコミットメントの高さや不断の努力の重要性を感じた。

啓発については、子どもオンブズマンだけが取り組んでいるのではなく、他の団体と協力して、特別なニーズのある子ども(言語、障害など)を含めてたくさん網目を張り巡らしているようである。啓発教材は、学校の先生の使い勝手もかんがみた内容となっており、日本でも翻訳され広く使用されるようになることを強く望む。



オンブズマンのオフィス



オンブズマンのキャラクターもいるようです

Knas Hemma

報告者:菊池 まりか(一般社団法人子どもの声からはじめよう)

<訪問先概要>

社会的養護経験者により運営されている団体。Knasは「トラブル」、Hemmalは「家」の意味を示す。4名のスタッフがおり、現在リーダーを務めているロタさんに話を伺った。ロタさん以外の3名はケアリーバー。ロタさんは司法的立場からアドバイスし、資金調達や機関連携の役割りを主に担っている。当団体のパンフレットには「Stop fixing us, Start loving us =強制するのはやめて、愛することをはじめて」というスローガンが書かれている。



団体紹介パンフレット

<団体の活動内容>

- ① 声を届けること。対象は政策立案者や地域。声を聴きたいと要望が多く、それらに答えるため発信活動を行っている。冊子の発行や講演会などを行う。
- ② アンバサダー養成。発信活動を行うケアリーバーの養成プログラムを行っている。プログラムを終了した若者はこの団体のアンバサダーとして講演などを行う。現在30名程、18～30歳。ボランティアベースの活動で、講演会の謝金などは受け取る。
- ③ インケア(12～16歳)の子どもたちとのプログラム。イベントやキャンプなどを行い、インケアの子どもたちとケアリーバーたちの「出会いの場」としている。キャンプ中、その人の良い所を互いに書くためのポストがあり、最終日にそれらがまとめられたものを読み、それがとても良い時間となっている。



<背景>

スウェーデンでは日本とは違って施設ではなく里親家庭で暮らす子どもが多い。措置変更を30回ほど繰り返した子どももいる。里親と関係良好であっても、突然実親が現れて子どもを実家庭に戻ることがあったり、会議に子どもが参加しても子どもの声が聴かれることはなかったりといったことが多く起きている。

<感想>

私自身、ケアリーバーと関わる機会が多く、当団体の活動にとっても関心をもった。スウェーデンの中でこのような団体はここしかないと思った。限られた資源の中で、専従スタッフを雇い、講演会など計画的に活動できていることに感銘を受けた。日本ではケアリーバーが中心となって活動している団体は少なく、給料をもらって活動している団体は僅かである。経験者が活動を続けていくこと自体に対する課題もあると思い、その点について「アンバサダーのケアについて」質問をした。「カミングアウトすることによってトラウマと向き合うことになる。精神的に安定していることが一番大事。過去を克服していることを確認する。」という回答であった。発信するスキルだけでなく、そのリスクやケア体制も重要であると改めて思わされた。それでもなお、勇気をもって声を届けることを続けている当団体に敬意を表す。イベントやキャンプなどで互いに仲を深め、内なる声を共有し合う場をもつなどは、日本でも行っていくことができるのではないかと考えた。

Barnrättsbyrån

報告者: 栄留 里美(大分大学)

<訪問先概要>

・2015年に発足した非営利団体で、現在はストックホルムとウメオ(Umeå)にオフィスがある。相談があった場合の対応が主である。支援対象が決まっているわけではないが、社会的養護やケアラーの子どもの多い。また、学校に関わる問題がある子ども・パーソナルアシスタントにアクセスできていない障害がある子ども、難民の子どもに関わることもある。

・毎年75~100人の子どもとかかわる。もう一つ力を入れているのは閉鎖(locked)された施設についてである。施設内で性的虐待など様々な虐待があった。その件についての調査を昨年行って報告書を出したところである。

・子どもの権利に関する政府の諮問委員会を受託して、個別救済に関わる調査・子どもの権利条約の個人通報制度の選択議定書の調査を行っているところである。財源は公的機関、財団、個人や企業の寄付である。



<設立意図>

スウェーデンは福祉国家と言われているが、制度から零れ落ちる子どもたちもいる。それは制度の不備であり、深刻なものがある。以前、プレ調査を別の団体で行い、その結果をもとにこの団体を設立した。エリン代表が2000年はじめにイギリスのキッズカンパニーという団体で8年間働いていたことがきっかけだった。イギリスは個別の独立アドボカシーが発達していた。スウェーデンには独立アドボカシー制度が現在ないため、イギリスの全国基準やCoram Voice・NYASによるアドボカシーで活動を説明している。今後イギリスのような個別アドボカシーを行っていくために国の調査を行っているところでもある。イギリスのキッズカンパニーは貧困地域にあり、スウェーデンの貧困問題だと同じだと思った。子どもにとってはいくら法律や制度があっても、親のサポートがなければ困ってしまう現象がある。

スウェーデンは福祉国家であり発展しているそれは良いことだが、独立アドボカシーのシステムがなかった。それは発展しているからこそである。また苦情システムは大人(親)向けのものが(主)だった。法廷に行く前の限定的な部分を手伝う人はいるが、住居などその先を支援する人はいないという背景もある。

<活動方法>

ソーシャルワーカーと弁護士が2名ペアで活動している。イギリスのような子どもアドボカイト養成講座は今はないが、3年~4年後につくりたいと思っている。

子どもの課題が何かを良く聴くことを大切にしている。子どもの多くは何が問題かをわかっていて、解決法は大人が思っているものとは違うものを考えている。子どもと一緒にどうしたらいいか計画を立てて、実行する。個別のサポートなので活動は様々。ミーティングに出たり、訴訟することもある。特に大事にしているのは福祉サービスの全体像を伝え、「あなたが使えるサービスはこういうものである」とまず説明することである。子どもたちの評価は、結果が欲しいとか違う措置が良かったではなくて、自分のそばに立ってくれる人がいるということ。専門的な活動をしているが、子どもたちに聴くとそういった素朴な感想であった。イギリスの調査と同じような感想だった。

イギリスのアドボカシーサービスの課題としては、特に行政が提供している(In house)アドボカシーでは、対象が狭くなっている。対象に制限を持たないのがこの機関の特徴だ。

閉鎖された施設のことが特に問題である。この件は子どももの権利委員会から勧告されている。代理人をつける権利はあるが、十分利用されていないという問題がある。

本機関のスーパーバイズについて尋ねたところ、視点を共有するために月に1回心理士に会っているとのことである。



外から見た様子

<感想>

イギリスのアドボカシーサービスをもとに活動しているという意味では日本で私達が行っているアドボカシー活動と類似している。本機関も日本で独立アドボカシーの活動が広がっていることや先日児童福祉法で意見表明等支援事業のことが制度化されたという点で、進んでいる国として話を聴きたいと質問事項をホワイトボードに列挙して待っていた。私達がつくったアドボケイトのYouTube動画を自動翻訳で見せし日本の現状を説明した。

日本の訪問型のアドボカシーの話は閉鎖された施設ではとても大事で、スウェーデンでは相談を受けるに留まっているが、今後訪問型も考えたいとおっしゃっていた。

まだスウェーデンでは独立アドボカシーが制度化されていない中でも、本機関のようにミーティングの部屋や子どもの遊ぶ部屋など含めて3部屋あって、ファッションブル(スウェーデンほどおしゃれだが)なオフィスを構えている。さらに常駐職員として弁護士やソーシャルワーカーを雇っている。日本の活動は施設等に訪問にした後でも、子どもからいつでも連絡できるとか、そこに行ったら子どもがアドボケイトと会えるような場所があまりない。今後本機関のような課題基盤型(issue based)アドボカシー機関が必要であり、本格開始すべき時期にきているのではないかと感じた。

本機関に、子どもたちはインターネットを見て連絡してきたり、通りかかったり、大人からの紹介があってこの機関とつながっている。ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや後見人、地域の大人、里親からの紹介だという。

イギリスの課題を踏まえてすべての子どもを対象とするアドボカシーを展開しようとされていてその点も見習いたいと思った。後発の国だからこそできるアドボカシーの展開方法について改めて考えさせられた。



日本の子どもアドボケイトに関する動画を紹介



おしゃれな雰囲気の
場所がとても多いです

利用者にとって
居心地の良いように
とても配慮されたデザインです

スウェーデン視察のまとめ

報告者:吉岡洋子(関西大学)

スウェーデンでは、首都ストックホルムで視察を行った。国の独立機関「子どもオンブズマン」と、民間団体(以下、NGO):①「ウップサラ子どもオンブズ」、②「セーブザチルドレン(SC)・スウェーデン」、③「Knas Hemma(社会的養護経験のある若者団体)」、④「子どもの権利事務所」という各視察先に触れながら、スウェーデンにおける子どもアドボカシーの特徴を整理・紹介する形でまとめたい。なお、現地では分野を問わず市民社会の活動が活発だが、特に子どもの権利に関してはNGOの存在感が非常に大きい。(文中の①～④は団体を表す)

<システムアドボカシーの発展国>

「個別/システム」アドボカシーの区別でいえば、スウェーデンは明らかにシステムアドボカシーの国といえる。advocacy(英語)といえれば現地では即ち、政策決定過程への参画を意味しており、訪問先NGOの(システム)アドボカシーには例えば次の形態がみられた。

第1に、様々なテーマや状況(入院中、社会的養護経験等)にある子ども・若者の代表を①「エキスパート」や③「アンバサダー」等と位置づけている。そして、彼らが「子どもの権利の(特に当該テーマの)専門家」として、専門職や社会に発信する仕組みを作っていた。子どもに関わる専門職(教員、ソーシャルワーカー、法律家、行政職員等)や議員等は、子どもから学ぶべきという堂々としたスタンスが印象的だった。子どもが経験や意見を発信するための土台として、心理的サポート等も工夫されていた。

第2に、各NGOは個々の子どもの声を、直接の出会いやSNS相談、アンケート等で聞き取り、整理分析して政治や行政、社会一般に伝えている。このタイプでの代表格が、②のSCである。SCの各種報告書は常にメディアや政府に参照される。また、子どもの声や経験の蓄積から、支援・育成プログラム(③)や子どもの権利啓発教材(①②)も開発されていた。

第3に、4つのNGOとも「レミス」という法律案への意見申す制度に参画していた。当事者団体を中心に多数の関係団体が、専門性・批判性を発揮して指摘や提案を行う。現地の政策決定プロセスとして、形骸化はせず機能している伝統的な仕組みである。加えて、子どもの権利擁護関連の政府の調査委員会専門委員(④)となっている例もあった。

以上のような方法で、子どもの声を、ミクロ・マクロでの決定権を有する大人(英語でいうdecision maker)や社会の変化に繋げる。これが、スウェーデンに典型的な(NGOの)アドボカシーの有り様である。スウェーデン社会の基盤理念「民主主義」の1つの形、人々の社会参画の1つのチャンネルとしてNGOが定着・機能している様子が、子どもの権利に関わる各訪問先の活動からもうかがえた。



現地にお住いの方に
プレーパークを
案内していただきました！

子どもの権利条約について
たくさん書かれています



<個別のアドボカシーは？>

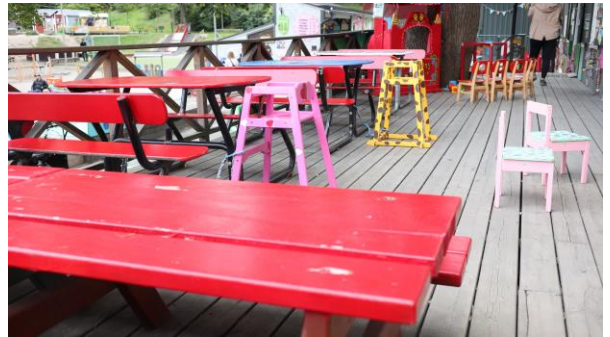
だが、上記のようなシステムアドボカシーは一見、特に海外からの訪問者には、見えにくく実態が掴みにくいという点も、視察メンバー間の意見交換からうかがえた。スウェーデンには、個別のアドボケイトや救済はないのか？(何か物足りない…)という疑問を日本の関係者は抱くかも知れない。子どもオンブズマンも、調査報告や社会啓発等に活発に取り組むが、個別ケースへの直接的対応はしない。これは、公民の役割分担、政府の責任範囲が非常に明確に意識されていることに起因すると考えられる。

視察先で聞いた、個別の子ども・ケースへの対応には大きく二つが見受けられた。

1つ目は、子どもが本来有する権利が行使できるよう、自治体の社会サービスや教育、医療等の関係者との関わりをサポートし、必要な支援・サービス利用に繋げるアプローチである。NGOがこれに徹する前提には、社会サービスや保健、教育分野での資源が(国際比較でみれば)相当充実し、手厚い状態がある。ただ無論、制度の狭間や対象外に陥ることや、制度や専門職の不備はある。そこで、当事者やスタッフの若者・大人が子どもの側に立つ必要があるという話を度々聞いた。そのために、各NGOはSNS等でアクセスしやすい個別相談を行っていた。②SCは、脆弱な立場におかれがちな難民・移民の子ども達への対応に注力していた。③は、社会的養護経験者スタッフの相談を展開していた。④は、特に既存制度から漏れてしまう困難ケースに、法律と福祉の専門性を活かしつつ「子どもオンブッド」という名称で対応していた。④はスウェーデンでは異色で、イギリスをモデルに個別のアドボカシー活動を行っていた。

2つ目は、個別の子どもを、類似の状況の仲間や先輩、安心して話をし時を過ごさせるコミュニティや場に繋ぐアプローチである。情報や交流を通した子どものエンパワメントが、各団体で強く意識されている点が印象的だった。特に③は、当該テーマでの若者の繋がり的重要性を痛感した当事者が、草の根的に創設していた。

イギリスのような個別救済を主眼とした子どもアドボカシーの公的制度は、スウェーデンには見られない(法定代理人制度や、苦情受付機関はあるが)。だがちょうど今、個別アドボカシーの制度の必要性を議論中であり、④が事業モデルだと聞いた。日本やイギリスの視点を携えた視察団ゆえに、スウェーデンの課題や動向もリアリティをもって理解できたと思う。



<気づきと示唆>

2020年に子どもの権利条約を国内法化したスウェーデンでの、子どもに提供される公的資源の豊富さや、「子どもの主体的権利」尊重は当然という社会合意の確立には圧倒される。しかし、公的制度が発展しても、当然ながらユートピアは存在せず、現地の子どもも多様な困難に晒されている。だからこそスウェーデンでも、市民社会の活動・運動が、重要な役割を果たしてきたし現在もそうなのだと思う。現地のNGOが、独立性や緊張関係を強く認識しつつも、政府と協調関係を形成している点、広報や資金確保等の運営戦略に長けている点も、日本が参考にできるのではないかな。

スウェーデンという日本との違いが様々に大きい国を見ることで、今回逆に、子どもアドボカシーの本質は世界共通であることも確信できたと個人的には感じている。実践者・研究者が共に時折海外に目を向けることは、方法論の輸入というよりも、子どもアドボカシーの原理について理解や議論を深めるために意義深い！と実感した1週間だった。

全体感想

1. はしごを登ったり降りたり

報告者：井上 美和子

2. まず子どもたちが 「権利」という選択肢を知ること

報告者：内山 茜

3. ニルスのふしぎな 「子どもアドボカシー視察」の旅

報告者：加納 恵子

4. 日常に溶け込んだハードルの低さ

報告者：平井 登威

5. アドボカシーと“まちづくり” —バリアフリーという視点から—

報告者：頼尊 恒信



はしごを登ったり降りたり

報告者:井上 美和子(縹りんりん りんごの木(児童発達支援)保育士、社会福祉士)

<はじめに>

幼少期から現在までを振り返ると「障害」が身近にあったことに気付いた。祖父の弟は知的障害があり、私は「おもしろいおじさんだな」と何かとおじさん観察しては声をかけていた。私自身は小学生のとき家業の手伝い中に鎌で私自身の指を切り落とした。そのため左手の人差し指は第二関節から上が無い。伯父も家業で親指を失っている。また、現在の仕事は発達に凸凹があったり障害があったりする1～3歳の子ども達と過ごしている。今回のイギリス視察について私にとっても身近である「障害児」や「成長発達に凸凹がある子ども」に視点を置いて述べることにする。

障害や発達に凸凹を持つ子どもたちとの関わりは保育園や子育てひろばの勤務を含めると約20年間になる。どの現場も、その日その時を何とか過ごそうと目まぐるしく動いていた。時に、その目まぐるしい動きは渦となって私たちを飲み込もうとするので首から上を水面に出して泳いでいたように思う。一方、社会では子どもの権利条約や障害者差別禁止法、児童福祉法などの重要性が叫ばれ、それら制度等を現場で活用するよう「上」から通達がくる。しかし現場はあっぴあっぴしているものだから活用どころか「回覧」で済まされることも。そんな現場での行き詰まりを感じているときに出会ったのが「はしごを登ったり降りたり」だ(視察で一緒に加納さんからお聞きしました)。簡単に言うと「はしごを登る」は高いところから全体を大きく眺め(鳥観図)、「はしごを降りる」は降りれば降りるほど対象の細部が見えてくる。

イギリス視察はまさに「はしごを登ったり降りたり」する日々だった。視察先での説明はもちろん視察メンバーの多彩な視点と経歴から繰り出される話しは私を一気に「はしご」に登らせたと思ったら、「はしご」を走り降りてミクロの世界に連れていく。『え、はしごじゃなくてジェットコースター??』子どもの権利条約や障害者差別禁止法、子どもアドボカシーを学ぶことは「はしご」を登っていく作業でもあり降りる作業でもある。まずは、現場にはしごを掛けることから始め、その「はしご」に登ったり降りたりしたい。幸いにも同僚の一人が子どもアドボカシーを知っており一緒に登ってくれそうだ。

障害や発達に凸凹を持つ子どもの声は消えやすい。現場が近視眼的になったとき子どもの声はいっそう力を失うとを感じる。子ども達の声にならない「声」はたくさんある。「はしご」を降りて子ども達の声にならない「声」に心を澄ませ、その子どもの声を持ったまま「はしご」を登って条約や制度と結び付けてみる、そんな登ったり降りたりを軽快にやっていきたい。ささやかではあるが、職場(児童発達支援施設)で試み始めている。視察を終えて20日間たつが、視察の余波によって「はしご」の長さはまだまだ伸びそうだ。

<おわりに>

今回の海外視察の参加を募集したところ、定員を超えた募集があったと聞いた。社会の状況から考えても定員が増えることは大変な負担であったと思う。そのような時に、地域の小規模施設で働く私も参加させていただいた。視察では、子どもアドボカシー学会の「すべての人が研究者であるという理念に立って、当事者・実践者・市民と職業的研究者が対等な立場」で協力するという視点が重要」という一文を体験したと感じている。あらためて、関係者の皆様へ心からの感謝をお伝えしたい。



旅中のワンシーン



まず子どもたちが「権利」という選択肢を知ること

報告者:内山茜(一般社団法人PIX KIDS/児童相談所職員)

この度のイングランド視察では、教育省から民間の団体まで、子どもアドボケイトを軸とした様々なステークホルダーから現状をヒアリングし、意見を頂戴することができた。

政策も制度も未だ発展途上ということも、その中でどういう課題と向き合い、アプローチをしているかという取り組みへの話もフィジカルな対面の場で言葉の体温を感じることができた。これは日々社会的養護を必要とする子どもたちに関わる身として、とても大きなハーベストを得ることができ、冒頭ではあるが、参加させていただいたことに感謝を述べたいと思う。

多くの気づきを得た訪問のなかでも、特に以下の3点がより印象に残った。

まず、イングランドでは選択と集中として、子どもアドボケイトの対象を社会的養護下の児童または25歳以下ケアリーバー等、ある程度法律によって限定されているということ。子どもコミッショナーへの訪問時に、子どもアドボケイトの取り組みを進めて行く上で、リソースは限られているため、個別相談はより深刻な子どもたちにフォーカスしているという説明があった。(cf:イングランドで社会的養護を必要とする児童は約70,000人*1)

個人的には、例えば里親家庭の実子、障がい当事者の兄弟児なども含めた全ての子どもにアドボケイトを、と願ってはいる。しかしそうなると例えば日本の場合、15歳未満だけでも対象児がおよそ1,500万人となる。現状、イングランドでも自治体によってもアドボケイトに対する温度感や政策にかなりばらつきがある課題を聞き、全ての子どもに実施していくとしても、段階的な取り組みが必要と改めて感じた。

次に各機関が、主に縦軸の他機関に対し、アクティブに働きかけを行っている点。例えば、民間で子どもたちへアドボケイトを実施するJust for Kids Lawであれば、制度改善を自治体や政府へ向けてロビイング等で働きかけ、子どもコミッショナーはNHS(National Health Service)からのビッグデータを不正のない様、明確に読み取り、他方では自治体に於いて子どもの権利が守られているかをチェックし、必要に応じて上級組織へ働きかけを行い、コミッショナーとしてのエンパワメントは国会などで然るべきタイミングで提示していく等、具体的なエピソードもいくつか紹介いただいた。

日本ではひとつの政策を通じて、他機関と連携といった様な、どちらかというところ協力的なワードで示されることが多く感じるが、子どもアドボケイトにおけるイングランドの各機関は、他機関に対する互いの緊張感があり、そのことによってはっきりとしたミッションと責任も感じることができた。



キングスクロス駅のピアノで演奏を披露する内山さん

そして3つ目は、全ての機関の誰しもが当たり前、「子どもからの」コンタクトによってアドボケイトがスタートし、「(場合によって)子どもの提案により」アドボケイトが終了し、政策に於いても「子どもの声」を反映していくという共通認識を常にもっているということ。通訳の方のワードでもアドボケイトに対し、支援よりも「提供」という言葉が多用されていたことも印象的であった。

直接的な比較とはならないが、これまで私が携わってきた児童相談所や一時保護所では、子どもの方針や措置を決定する直接の場に、当事者である児童が同席して何か述べたという経験を、私自身は未だしたことがない。

権利という言葉についての話は、社会的養護下の児童へは、一時保護所での子ども会議、または施設や里親宅への措置、委託時など何度か伝える場面がある。その他の児童でも社会や道徳の授業などで耳にすることはあると思う。しかし、その中の何人かその内容を自分の中へ腹落ちさせ、日常生活で自身の選択肢として持つことができているのか。今後さらにアドボケイトを広げて行く立場になっていくにあたり、もちろん言葉だけでなく、選択肢としての子どもの権利の文化を根付かせて行きたい。

ちなみに一緒に視察訪問した仲間がtube(地下鉄)に乗る現地の成人の方に「アドボケイト知ってる？」と尋ねたところ、即答で「Yes」と返ってきたと聞いた。あと数年後には、日本でも同じ姿を目指したいと思う。

最後にこれは余談だが、「まち」としてイングランドを見た感想、それはどこへ出かけてもどこを切り取ってもイメージしていたイギリスを感じる風景であった。統一された住宅や建物様式、圧倒的に少ない自動販売機とコンビニ(日本が多すぎるのか)。そして各公共機関で冷房は極端に効きすぎず、私にとってイングランドの暮らしはとても快適であった。

滞在した街はウェンブリーという、数年前のロンドンオリンピックで、サッカーの決勝が行われたスタジアムをランドマークにおく地域。近くにはアウトレットモールや、大きな公園や公民館があったりと、治安も良く、まさに子育てタウンであった。かつて工業地帯のスラム街であったエリアが、大規模な再開発を行い生まれ変わったそう。これは日本に於けるJリーグ、浦和レッズのスタジアムのある、さいたま美園地域とかなり近いまちづくりに感じた。(数年前、美園地域は再開発と共に、スマートシティプロジェクトを行っており、その際に子育て世帯の誘致に携わった経験がある)。スタジアムやスポーツをフックとしたまちづくりは、国を超えて共通するものが多いと感じた。パークでは平日も休日子どもたちが声をあげてはしゃいでおり、その声を聞きながら「児童の幸せな声(音)もわりと万国共通なんだな」と子どもの声に関連して思ったりしていた。

合理的で、自由度の高いイングランドで文化となりつつある子どもの権利、アドボケイトを、人情と世間体の日本でどう心に根付かせて行けばよいか。印象に残った3つのワードがヒントになると感じたので明記して、レポートの結びとしたい。まず社会的養護の独立レビュー「The Independent Review of Children's Social Care」で今後目指すべき指針として書かれた「オプトインからオプトアウトへ」(「オプトイン」は子どもが選んでアドボケイトをつける、「オプトアウト」は最初からアドボケイトをつけて不要な場合外すというやり方。オプトアウト方式をとることでよりアドボケイトを提供することができる)。そして民間で子どもアドボケイトを行う2つの団体、一つはCoram Voiceでの「No issue is too small(小さすぎる問題はない)」問題は当事者が抱えているものであり、その大小は周りが判断することではないと強く共感した。そしてエピソードからもその意思の強さを感じたJust for Kids Lawでの「あきらめない、限界をつくらない」という言葉。日本にアドボケイトの文化を根付かせる取り組みに限界をつくらず行動して行かれたらと思います。

*1 中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要第20号(2019)65-74

A Survey on the Care Services for Children in Needs in Terms of Evaluation in England — Compared with Japanese Situation of the Roles of Evaluation 2018— Takahiko INAGAKI, Mayumi TANIGUCHI



ニルス^[1]のふしぎな「子どもアドボカシー視察」の旅

報告者:加納恵子(関西大学名誉教授・ポリオサバイバー右上肢全廃)
関心領域(地域福祉・障害学・ジェンダー・交差性差別)

～ニルスになった私～

のっけから私事で恐縮だが、この視察ツアーで気づいたことがある。それは、「定年退職して、ようやく私は余暇を楽しむ権利を取り戻し、今存分に行使しているんだな」という解放感である。どうやら、志を同じくする仲間たちと海外の「子どもアドボカシー団体」を訪ねまわっているうちに、私の中の「アドボカシー装置」が起動したようなのだ。

では、視察巡りでどんな学びが私の「アドボカシー装置」を呼び起こしたのか・・・ここでは、マクロとミクロの2つのレベルの実践に注目して報告したい。

1. 子どもの権利条約のモニタリング(監視)機関

まず、イギリスの「子どもコミッショナー」やスウェーデンの「子どもオンブズマン」のように、国レベルで子どもの権利条約の履行をモニタリングする「政府から独立した機関」が存在していることに勇気づけられた。そこでは、各省庁と連携しながらモニタリングの優先順位を定めて介入し、政策形成や政策決定への影響力を評価しているシステム・アドボカシーが機能していた。日本でも早急に条約批准後の履行過程をモニタリングする独立した機関を創設して国内法の整備に役立てていくべきであろう。

特にイギリスでは「Help at Hand」プロジェクトを立ち上げて直接社会的養護にある子どもへのアドボカシーを行い、これまで声を上げることができなかった思いをすくい上げてシステムアドボカシーへと反映させている。一方、直接介入をしないスウェーデンが力を入れているのはすべての子どもに対する「人権教育」である。スウェーデンの教材の質の高さは歴史分野などでも有名だが、ここでも幼児から「子どもの権利」をわかりやすく学べるツールとして絵本や絵カードが開発されていた。その豊富なこと。さらに、それらを活用した多種多様なワークショップが草の根で日々開催されている。物心つく頃から「あなたはかけがえのない存在で尊厳は守られるんだよ」と教えられた子どもたちは、きっと生まれ落ちたこの世界を信頼し自分の人生に希望をもって生き始めることができるだろう。翻って日本はどうか。こうした絵カードを使ってわかりやすく自分の権利について学ぶべきは大人たちではないだろうか。しかし悲観することはない。日本だって1994年に子どもの権利条約を立派に批准しているのだから。目からうろこのお手本はいくらでもある。



2. グローカル(グローバルかつ草の根)に活躍する多様な民間のアドボカシー団体

中央のモニタリング機関を支え、子どもアドボカシー実践を実質的に展開しているのが、古い歴史を持つチャリティ団体から新しくできたテーマ型NGOに至るまでの豊かな民間団体である。私は、各々の強みを活かしたミッションを掲げて多様な実践を展開している市民社会(シチズンやコモンズ)の層の厚さに感銘を受けた。

しかも、お会いしてみると、そこで働く人々に悲壮感や疲労感はなく、さわやかな使命感と働き甲斐という充実感がミーティングの雰囲気から伝わってきた。決して無理な働き方はしていない。労働者としてのフェアな賃金と労働時間は守られ生活を犠牲にすることはない。労働環境も小さなオフィスの内装はシンプルだが居心地の良い北欧デザインが来客を寛がせてくれる。2時間ほどの訪問にコーヒーなどのドリンクと焼き菓子が振舞われ、異国を訪問する私たちの緊張感をさりげなく癒してくれた。個々の訪問先の活動報告は担当レポートに委ねるとして、総じてどこも資金調達には苦労され、多くは活動助成金の申請に追われていた。しかし、公的セクター、企業献金、市民からの寄付・・・というようにバランスよく計画的に調達し運営が行き詰まらないよう工夫されていた。これだけの民間セクターの活動を支える市民社会の寄付文化はアドボカシーを応援するフェアなシチズンシップがあるからに違いない。うらやましい限りである。

今後の課題として感じたことは、子どもアドボカシーを推進していくためには、ほかの人権条約、例えば障害者権利条約や女性差別撤廃条約、移民関連の条約などとクロスオーバーして交差性差別に苦しむ子どもたちのアドボカシーが推進されればと思った。というのも、西欧社会の特徴だろうか、どの団体を訪問しても、自分たちの仕事の射程範囲を明確にしてそこから外れる領域の課題にはIt's not my business.的にシャットアウトされる。日本のようなジェネラリスト(総合職)志向でなくスペシャリスト(業務内容が明確な専門職)志向の雇用慣行ゆえであろうか。いつかクロスオーバーしている多職種協働の調整会議の様態を参与観察して協働の流儀を学んでみたいものだ。

以上、ニルスになった私の不思議な旅では、タイプの違う福祉国家機構を持つふたつの社会イギリスとスウェーデンに機能している子どもアドボカシーの実際を目の当たりにして、私たちの社会にどのような装置を設計し起動させてゆけばよいかの多くのヒントをお土産に頂いた。旅の途上で私個人のアドボカシー装置が起動したように、この感銘の波紋が日本社会に広がっていくことを願って、旅の終わりにしたい。



旅中のワンシーン



日常に溶け込んだハードルの低さ

報告者:平井 登威(関西大学 3年生 精神疾患の親をもつ25歳以下の居場所CoCoTELI)

今回の海外視察は私にとって初めての海外であり、見える世界が大きく広がった時間であった。様々な機関の視察をさせていただき、多くの学び、発見があったがそれらは他の方々がまとめてくださると思うので私は『ユース』の立場からまとめていきたいと思う。



家族ケアに関するスウェーデン語の冊子を購入

『成功体験の数』の違い

『子どもの権利』について学び(学んだことを覚えていて)、自身に権利があると感じて生きてきた人は果たして日本に何人いるだろうか?少なくとも私は違うし私の周りの友人にもほとんどいない。イギリスやスウェーデンの若者と様々な場所で話した(2週間の中で話せたのはごく一部の若者であるため偏りはあると考えられる)中で『日本から何しにきたの?』と聞かれた際に、『子どもの権利について学びにきたんだよね』と答えると多くの若者が子どもの権利について知っていて衝撃的であった。そのような「知識ベース」での浸透も感じたが(ここに関してはあくまでも日本と比べてであり、様々な視察先で浸透率についてのお話もあった。子どもが理解していない問題もある。)、話を聞いていると日本の若者と『大人に「1人の人間として」声を聞いてもらった成功体験の数』に大きな差があるのではないかと感じた。そしてそれは、『知識だけでなく自分ごととしての感覚』で権利について落とし込まれること(本人に自覚があるかないかは別として)につながっていると考えた。そして、自分ごととして権利について知ることが『セルフアドボカシー』の力につながっていくのではないかと感じた。



18歳で初めて投票権を持つ彼ら・彼女らに『日本の若者は選挙にあまり行かない』ということ伝えたらとてもびっくりしていたのだが、彼ら・彼女らの話を聞いていると『自己効力感』の差を大きく感じた。彼ら・彼女らの今までの人生において『発した声が聞かれ、変わる経験』をしていた。それは学校教育の中でも仕組みとして組み込まれていて衝撃的であった。そのような圧倒的な成功体験の数の差が『自己効力感』の差に大きくつながる1つの要因なのではないかと強く感じる時間であった。

そういった経験から、権利について教える形式的な教育だけでなく、それが『自分ごと』として身につくのが『当たり前の個人や環境』があるからこそ(学校内の仕組みから周りとの大人との関係など)若者が自身もつ権利について理解をし、実際に声を発する力がついていくのだと感じた。日本でも、子どもの権利について座学での形式的な形だけでなく、身近な大人や仕組みなどで自分ごととして権利について感じられるようになって欲しいと強く願う。

今回の視察はスウェーデンの選挙前だったこともあり、駅の近くには選挙小屋があり、街頭では抗議運動をしている人たちもいた。(内容については深く聞けなかった)そんな中で衝撃的だったのが、選挙小屋で熱心に話を聞く10~15歳くらいの子どもがいたことだ。そしてそれは1人ではなく何人でもある。中にはノートや紙を持ってそこにメモをとっている子どももいた。選挙権を持っていない年齢の子どもたちがなぜこんなに熱心に政治について話を聞いているかが疑問であったが、スウェーデンの高校生の授業に参加した際に少し理解できた感覚があった。スウェーデンの高校3年生の授業に参加し、彼ら彼女らと選挙についてディスカッションする時間をいただいた。

『非言語の力』

イギリス・スウェーデン(特にスウェーデン)の視察の中で印象に残っていることの1つに日本との『非言語の部分』の差がある。どこに視察に行っても子どもが来る場所はとてもおしゃれに設計されていて、教材もデザインが凝らされていたり、面白い仕掛けが考えられたりしていた。日本では『デザイン』は後回しにされていると感じる事が多いが、イギリスやスウェーデンでは子どものハードルを下げるための重要なこととして捉えられていると感じる場面が多くあった。

悩みを抱えている子どもが悩みを話すことは簡単ではなく、一度話した経験があったとしても『今』悩んでいることを『今』話すことのハードルはとても高いと考えられる。実際に私自身、小中高時代、家庭のことで悩んでいたことを話すハードルはとても高く、支援者や支援機関といった『悩み相談の場』にもいく事ができなかった経験がある。

そのような子どもたちがつながる・話すなどのハードルを下げることに於いて非言語の部分は非常に大切になってくる。それがその場に継続してつながる理由になったり、心理的安全性を高める理由にもなったりする。日本でもデザインなど非言語の部分にももっと力を入れていくことが必要であると感じる。



スウェーデンのコレクティブハウスにも行きヤングケアラーに関するヒントを得る



印象に残った言葉

様々な言葉が印象に残っているが特に印象に残った言葉を2つ紹介する。
『彼ら・彼女ら(社会的養護の子どもたち)の親は私たちだから(教育省)』
『自分たちのサポートがいつか終わることをはじめにしっかりと伝える(Just for Kids Law)』
教育省の職員が当たり前とその言葉を言ったことに衝撃を受けた。そしてそれは口だけでなく仕組みに落とし込まれていてそれもまた子ども・若者からすると『大人への信頼』につながると考える事ができる。

Just for Kids Lawの言葉は、アドボカシーにおいて、ゴールを考え、長期的な関係の中でセルフアドボカシーの力を身につけることを目指すのはとても大切であると改めて感じさせられた言葉であった。

終わりに

ここまでポジティブな面を多く書いてきたが、イギリスやスウェーデンにも当たり前前に課題はある。そこも含めて先事例を参考にしながら日本でもスピード感を持って変わって欲しいと思う。『全ての子どもにアドボカシーを』。そんな社会に向けて日本も変わって欲しいし変えていきたい。



宿泊先で出会った現地の方と仲良くなり卓球をする平井さん



セーブザチルドレンスウェーデンのスタッフと

アドボカシーと“まちづくり”ーバリアフリーという視点からー

報告者: 頼尊恒信(間稱寺副住職/滋賀県立大学非常勤講師)

私は、電動車椅子ユーザーである。電動車椅子ユーザーとなってから、日本国内は、研究出張などの関係上、結構な頻度で外出する。北は北海道から沖縄まで、ほぼ全県制覇したような思いである。そのような中で、電動車椅子ユーザーとなってからは、初海外旅行となった。電動車椅子ユーザーとなる前にはアジア圏の国々を数度訪問していたものの、イギリス・スウェーデンという初の西欧諸国への訪問となった。電動車椅子で海外に行くということは、私にとっては、大きな不安材料であったことは、言うまでもないことである。

大きな不安を胸に羽田空港に行き、そしてイギリスへ。イギリスではいくつものハプニングはあったものの、それらの不安を一蹴するような出来事の連続であった。たとえば、ロンドンの地下鉄であるチューブには、日本でよく見られるような、いわゆる「バリアフリーマップ」が存在しない。と、いうのも驚いたことに路線図や構内図にバリアフリー情報が書かれていることが、デフォルトなのである。ここでいうバリアフリーとは、駅の入り口から、乗車まで単独で自力乗降できることである。もちろん、駅によっては電車とホームとの段差があって、スロープ板が必要な駅や、駅舎自体が古いので、エレベーターが整備されていない駅もあった。ただ、全路線図にその情報が掲載されているので、非常にわかりやすかった。

それに加えて、大変驚いたことは、ロンドンタクシーに大型電動車椅子を利用している「私でも」乗車できるということである。日本のジャパンタクシーは、ロンドンタクシーを大いに参考にして作られた経緯があるが、その日本ではかなり窮屈な思いをして乗車することや乗車拒否を受けるなどの体験を繰り返してきた。それに対し、イギリスでは普通にタクシーに乗れるのである！

そのような体験を繰り返す日々を過ごした後で、スウェーデンに渡ると、電車とホームとの段差はあるし、もちろんタクシーには乗れない。バリアフリー情報もイギリスほど明確な表示にはなっていない。それでも、スロープ板を出してもらおうようお願いすると、普通に電車の各車いすスペースに積んであるスロープ板を車掌がサッと出してくれる。

また、それに加えて街の中で車椅子ユーザーをはじめとして、多くの障害者に出会うことができた。私の相棒である電動車椅子もスウェーデン製ということもあって、同じメーカーの車椅子ー日本に輸入されていない型番も含めて、多くの「同じメーカーの相棒を利用する仲間」に出会った。ショッピングモールでは、「傾斜がある動く歩道」を超大型の電動車椅子ユーザーがスイスイと利用していたのが印象的だった。このように障害者が地域の中で生活している社会であるのに、交通バリアフリーの状況がイマイチであることに疑問が生じてきた。



イギリスのタクシーは車いすに乗ったまま乗れるものがほとんど



そのような思いが募っていたちょうどその時、たまたまスウェーデンの障害者運動のリーダーに出会い、疑問として感じていた福祉国家であるスウェーデンがイギリスよりバリアフリーの整備が遅れている理由を聴くという機会を得た。その理由は驚くべきことであった。パーソナル・アシスタント(公的介助)制度が充実し、福祉タクシーが充実しているとのこと。また車椅子ユーザーが、それぞれ簡易スロープを持っているということ、そしてそれらによって、タクシーに乗れないことや段差があることはクリアできるとのことであった。

そして、そうこうしているうちに楽しい2週間はあっという間に過ぎ、羽田に帰ってくるようになった。羽田で、いつも大阪で利用するように「傾斜がない動く歩道」を利用しようとしたら、空港職員に「危険なので利用しないでください!」と叱られ、利用を許可してもらえなかった。その時、「日本に帰って来た!」と実感したのである。

案内やパンフレットが障害者用と普通用で分けられておらず分け隔てがない



もちろん、この報告では紙数の都合上、私の体験したことのみならず、特に例外事項については、全く書くことができなかった。ただ、イギリスとスウェーデンという2つの国を同時に訪問することができたことは、私にとって多くの物事を考えるきっかけとなった。それは、イギリスも、スウェーデンも、日本に比べるとバリアフリーをはじめとする障害福祉が進んでいる国である。それは、人の意識や、まちのつくりかたを考えれば、一目瞭然である。イギリス、スウェーデンに共通して、一人ひとりの「権利」を保障しようと最大限努力しているという姿を間近で見ることができた。それは、慈善的な福祉ではなく、「同じ権利を持つ人間である」という人々の意識であるといえる。そのような意味では、人々の車椅子ユーザーに対する態度自体が「アドボカシー的」だとも言えるだろう。それは、翻って考えると、たとえば「危険なので利用しないでください!」と、電動車椅子ユーザーの行動を何の不思議もなく制限してもおかしく感じないように、日本はまだ「施し」としてのバリアフリーという視点から抜け出せていないように思う。だから、たとえば、「一人で改札内に入らないでください」などという言葉に代表されるように、制限を加えても当たり前という感覚なのであろう。

個々人の「権利」が明確であるからこそ、そしてそれを市民の一人ひとりが互いに大切にしたいという風土(社会的環境)があるからこそ、「アドボカシー文化」が開花するのではないかと感じた。地下鉄の路線図に代表されるように社会環境を充実させることによってインクルーシブな社会を構築していこうとするイギリス、パーソナル・アシスタント制度に代表されるような個人の環境を充実させることによってインクルーシブな社会を構築していこうとするスウェーデン。方向性にこそ微妙な違いはあるものの、ともに日本よりかなり先進する社会のあり方を体験する2週間であり、興味深く感じた日々であった。

さて、日本はどのような舵を切っていくのだろうか。私は、帰国後ももう少しイギリスの社会環境を学んでみたいと強く感じる日々を過ごしている。



イギリスのエリザベスライン(電車)

参加者・執筆者

参加国	名前	ふりがな	主な所属
両国	猪飼 由美子	いかい ゆみこ	岡崎市民生委員会
両国	栄留 里美	えいどめ さとみ	大分大学
両国	小澤 いぶき	おざわ いぶき	認定NPO法人PIECES
両国	加納 恵子	かのう けいこ	元・関西大学
両国	菊池 真梨香	きくち まりか	子どもの声からはじめよう
両国	昇 慶一	のぼり けいいち	常磐会学園大学
両国	平井 登威	ひらい とおい	関西大学社会安全学部3回生, CoCoTELI
両国	藤井 浩子	ふじい ひろこ	子どもアドボカシーセンターOSAKA
両国	堀 正嗣	ほり まさつぐ	熊本学園大学
両国	吉岡 洋子	よしおか ようこ	関西大学
両国	頼尊 恒信	よりたかつねのぶ	聞稱寺
両国	渡辺 清美	わたなべ きよみ	子どもの声からはじめよう
イギリスのみ	井上 美和子	いのうえ みわこ	株式会社りんごの木
イギリスのみ	内山 茜	うちやま あかね	東京都特別区児童相談所職員
イギリスのみ	奥村 仁美	おくむら ひとみ	子どもアドボカシーセンターOSAKA
イギリスのみ	吉池 毅志	よしけ たかし	大阪人間科学大学
スウェーデンのみ	西崎 萌	にしざき めぐみ	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
スウェーデンのみ	山内 澄子	やまうち すみこ	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

イギリス・スウェーデンの 子どもアドボカシー視察報告書

発行日:2022年10月
発行元:子どもアドボカシー学会

イギリス視察団長 : 堀 正嗣
スウェーデン視察団長・事務局長 : 吉岡 洋子

報告書編集 : 栄留 里美・平井 登威
写真・デザイン : 菊池 まりか
研究協力 : 浜島 恭子